

# 所得税法等の改正

目		次		
第一	所得税の見直し関係の改正……………	90	一 学校教育法等の改正に伴う所得税法等の整備……………	112
一	基礎控除の改正……………	90	二 減価償却資産の範囲の改正……………	116
二	給与所得控除の改正……………	97	三 非課税所得の改正……………	121
三	基礎控除の改正に伴う所得税法関係の改正……………	99	四 公的年金等に係る雑所得の見直し…	126
四	ひとり親控除の改正……………	102	五 移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入制度の改正……………	129
第二	金融・証券税制の改正……………	103	六 貸倒引当金制度の改正……………	131
一	金融商品取引法等の改正に伴う所得税法における暗号資産関係の改正……………	103	七 確定申告書の添付書類に関する改正……………	132
二	完全子法人株式会社等に係る配当等の課税の特例の改正……………	110	八 確定拠出年金制度等の拡充に伴う改正……………	134
三	償還金等の支払調書の改正……………	111		
第三	その他の改正……………	112		

## はじめに

令和8年度税制改正においては、物価高への対応の観点からの所得税の基礎控除の額等の引上げ並びに就業調整への対応及び中低所得者への配慮の観点からの所得税の基礎控除等の特例の見直し及び給与所得控除の最低控除額等の特例の創設を行うとともに、強い経済の実現に向けた対応としての特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設並びにその対応として行う租税特別措置の適正化の観点からの給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の見直し、試験研究を行った場合の税額控除制度の強化及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の拡充、税負担の公平性を確保する観点からの特定の基準所得金額の課税の特例の見直し並びに防衛特別所得税の創設を行うほか、納税環境の整備、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずることとされ、関係法令の改正が行われました。

このうち所得税法等の改正（国際課税関係を除

きます。）では、主に次のような改正が行われました。

- ① 物価高への対応の観点からの所得税の基礎控除の額等の引上げ並びに就業調整への対応及び中低所得者への配慮の観点からの所得税の基礎控除等の特例の見直し及び給与所得控除の最低控除額等の特例の創設などの所得税の見直し関係の改正
- ② 金融商品取引法等の改正に伴う所得税法における暗号資産関係の改正などの金融・証券税制の改正
- ③ 確定申告書への社会保険料控除に係る控除証明書の添付等に代えてその記載事項を記載した明細書の添付を可能とする改正などのその他の改正

これらの改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律」は、去る令和8年3月31日に参議院本会議で可決・成立し、同日に令和8年法律第12号として公布されています。また、関係政省令も、それぞれ次のとおり公布されています。

- ・ 所得税法施行令の一部を改正する政令（令 8.3.31政令第93号）
- ・ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令 8.3.31政令第98号）
- ・ 所得税法施行規則の一部を改正する省令（令 8.3.31財務省令第17号）
- ・ 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令 8.3.31財務省令第21号）
- ・ 所得税法第189条第1項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第2の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（令 8.3.31財務省告示第88号）
- ・ 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第5条の27第1項第1号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第2から別表第4までに定める金額並びに防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件（令 8.4.30財務省告示第127号）
- ・ 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第5条の27第1項第2号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第189条第1項に規定する財務大臣が定める方法並びに防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件（令 8.4.30財務省告示第128号）

## 第一 所得税の見直し関係の改正

### 一 基礎控除の改正

#### 1 改正前の制度の概要

##### (1) 基礎控除の概要

居住者については、その者のその年分の総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額（平成10年1月1日から令和8年3月31日まで不適用です。）、長期（短期）譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から基礎控除が控除されます（旧所法86①、措法8の4③、28の4⑤、31③、32④、37の10⑥、37の11⑥、41の14②）。基礎控除の控除額は、居住者の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとされてきました。

(表) 基礎控除

合計所得金額	控除額
2,350万円以下	58万円
2,350万円超2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円（適用なし）

(注1) この控除は、非居住者についても適用されます。

(注2) 令和8年度税制改正における特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例（措法38の2）の創設に伴い、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からも基礎控除を控除することとされています（措法38の2②）。特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例の内容については、後掲「租税特別措置法等（所得税関係）の改正」の「第二 金融・証券税制の改正」の「二 特定暗号資産の譲渡による所得に係る申告分離課税制度等の創設」をご参照ください。

(注3) 令和8年度税制改正において、土地等に係る事業所得等の金額に係る適用停止期間

が令和11年3月31日まで3年延長されました（措法28の4⑥）。この改正については、後掲「租税特別措置法等（所得税関係）の改正」の「第一 住宅・土地税制の改正」の「二 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例の改正」をご参照ください。

## (2) 令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例の概要

租税特別措置法において、令和7年分以後の各年分における居住者の基礎控除については、合計所得金額に応じて、次のとおり、控除額を加算することとされてきました（旧措法41の16の2①）。

(表) 基礎控除の上乗せ

合計所得金額	加算額	
	令和7年分 8年分	令和9年分 以後
132万円以下	37万円	37万円
132万円超336万円以下	30万円	0円
336万円超489万円以下	10万円	0円
489万円超655万円以下	5万円	0円

(注) 上記の特例は租税特別措置法で措置されていますが、主に所得税法で定める金額を変更するものであり、解説の構成の複雑さを避ける観点から、この「所得税法等の改正」でまとめて解説しています。

## 2 改正の趣旨

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題があります。こうした課題に対応していくため、令和8年度改正以後は、次のような基本的考え方に基づいて基礎控除等を適時に見直すこととされました（改正法附則101）。

(1) 基礎控除の本則部分については、2年ごとに、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗じて得た額を基準として見直しを行うことを基

本とするものとします。

- (2) 給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずることとします。
- (3) 源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とすることとします。

また、令和8年度税制改正においては、令和8年・9年分所得に適用される控除額として、令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率6.0%を踏まえ、基礎控除の本則については改正前58万円を62万円に、給与所得控除の最低保障額については改正前65万円を69万円にそれぞれ引き上げることとされました。

さらに、令和7年度税制改正において恒久的な制度として措置された基礎控除の特例は、今後も生活保護基準額を勘案して見直していくことを基本とした上で、就業調整に対応するとともに、物価上昇の中で足元厳しい状況にある中低所得者に配慮して、課税最低限を引き上げることとされ、そのために基礎控除の特例等について次の改正を行うこととされました。

- (4) 基礎控除の特例のうち改正前の37万円を5万円引き上げるとともに、対象者も給与収入200万円相当までから475万円相当までに拡大することとします。
- (5) 給与所得控除の最低保障額も同様に5万円引き上げることとします。
- (6) 給与収入475万円相当から665万円相当までを対象としている改正前10万円の基礎控除の特例を32万円引き上げることとします。
- なお、(4)～(6)の対応は、物価高で厳しい状況にある中低所得者に配慮したものであることや、給付付き税額控除の議論の中で中低所得者層の給付・負担の在り方を検討していくことを踏まえ、令和7年度税制改正において時限措置とされた基礎控除の特例を含め、令和8年・9年の時限措置として講ずることとされました。

### 3 改正の内容

#### (1) 基礎控除の改正

基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げることとされました(所法86①)。この結果、令和8年分以後の基礎控除の控除額は、合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。なお、下記(4)で後述するとおり、租税特別措置法の令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例の控除額の加算額についても改正が行われています。

(表) 基礎控除

合計所得金額	控除額
2,350万円以下	62万円
2,350万円超2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

#### (2) 給与等に係る源泉徴収の改正

① 上記(1)の改正に伴い、次に掲げる給与所得の源泉徴収税額表等が改められています(所法別表2～別表4)。

イ 別表第2 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

ロ 別表第3 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

ハ 別表第4 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

② また、上記(1)の改正に伴い、所得税法の事務機械を利用する場合の源泉徴収税額の特例(所法189①)における税額計算の基礎を定めた「所得税法第189条第1項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第2の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件(昭63.12大蔵告185)」の改正が行われるとともに、防衛特別所得税と復興特別所得税に係る次の告示についても、上記(1)の改正の内容が反映

されています。

イ 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「防衛財確法」といいます。)の源泉徴収税額表等の特例(防衛財確法5の27①一)として所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を併せた源泉徴収税額表等を定めた「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第5条の27第1項第1号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第2から別表第4までに定める金額並びに防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件(令8.4財務告127)」

ロ 防衛財確法の事務機械を利用する場合の源泉徴収税額の特例(防衛財確法5の27①二)における税額計算の基礎を定めた「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第5条の27第1項第2号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第189条第1項に規定する財務大臣が定める方法並びに防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件(令8.4財務告128)」

(注1) 上記①及び②の給与所得の源泉徴収税額表等や告示については、基礎控除の改正以外に、給与所得控除の改正に伴う改正や給与所得控除の改正の反映が併せて行われています。給与所得控除の改正については、後述「二 給与所得控除の改正」をご参照ください。

(注2) 上記の防衛特別所得税は、令和8年度税制改正において創設されました。この防衛特別所得税については、後掲「防衛特別所得税の創設等」の「一 防衛特別所得税の創設」をご参照ください。

(3) 公的年金等に係る源泉徴収の改正

① 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算上控除する基礎的控除額

上記(1)の改正に伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に、公的年金等の金額から控除する基礎的控除額が次のように引き上げられました(所法203の3一イ・四、措法41の15の3②一)。

イ 年齢65歳未満の者……公的年金等の月割額×25%+7万5千円(計算した金額が10万5千円未満の場合には、10万5千円)(改正前:公的年金等の月割額×25%+7万5千円(計算した金額が10万円未満の場合には、10万円))

ロ 年齢65歳以上の者……公的年金等の月割額×25%+7万5千円(計算した金額が14万5千円未満の場合には、14万5千円)(改正前:公的年金等の月割額×25%+7万5千円(計算した金額が14万円未満の場合には、14万円))

② 源泉徴収を要しない公的年金等の額

上記(1)の改正に伴い、源泉徴収を要しないこととなるその年中に支払を受けるべき公的年金等の限度額が次のように引き上げられました(所令319の12、措令26の27①)。

イ 年齢65歳未満の者……122万円(改正前:118万円)

ロ 年齢65歳以上の者……172万円(源泉徴収に係る控除額の調整が行われる所得税法施行令第319条の6第1項各号又は第2項第1号に掲げる公的年金等(以下「控除額の調整が行われる公的年金等」といいます。)にあっては、95万円)(改正前:168万円(控除額の調整が行われる公的年金等にあっては、90万円))

(注) 上記①及び②については、下記(4)③で後述するとおり、租税特別措置法で金額を上乗せする措置が講じられています。

(4) 令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例(改正後:令和8年分以後の各年分の基礎控除等の特例)の改正

令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例(改正後:令和8年分以後の各年分の基礎控除等の特例)について、次のとおり改正が行われました。

① 基礎控除の上乗せ措置の改正

令和8年分以後の各年分における居住者の基礎控除については、合計所得金額に応じて、次のとおり、控除額を加算することとされました(措法41の16の2①)。

(表) 基礎控除の上乗せ

合計所得金額	加算額	
	令和8年分 9年分	令和10年分 以後
132万円以下	42万円	37万円
132万円超489万円以下		0円
489万円超655万円以下	5万円	

② 年末調整等

上記①の改正後の基礎控除の上乗せ措置は、従前どおり年末調整において適用することができます(措法41の16の2②)。なお、この上乗せ措置に伴う上記(2)①及び②の給与所得の源泉徴収税額表等や告示の改正等が行われていないため、従前どおり各月(日)の給与等に係る源泉徴収の際には考慮されません。

③ 公的年金等に係る源泉徴収の改正

上記①の基礎控除の上乗せ措置の改正に伴い、上記(3)①及び②の各項目について、次のとおり改正が行われています。

イ 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算上控除する基礎的控除額

(イ) 令和9年において、居住者が公的年金等の支払を受ける場合には、上記(3)①イ及びロに代えて、公的年金等の金額から控除する基礎的控除額は次のとおりとされました(措法41の16の2③)。これは、基礎控除の控除額42万円の加算に対応し

た措置です。

- i 年齢65歳未満の者……公的年金等の月割額×25%+11万円（計算した金額が14万円未満の場合には、14万円）
  - ii 年齢65歳以上の者……公的年金等の月割額×25%+11万円（計算した金額が18万円未満の場合には、18万円）
- (ロ) 令和10年以後の各年において、居住者がその年中に支払を受けるべき公的年金等の額がその年最初に公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において一定の金額以下である場合には、上記(3)①イ及びロに代えて、公的年金等の金額から控除する基礎的控除額は次のとおりとされました（措法41の16の2④）。これは、基礎控除の控除額37万円の加算に対応した措置です。

- i 年齢65歳未満の者……公的年金等の月割額×25%+11万円（計算した金額が13万5千円未満の場合には、13万5千円）
- ii 年齢65歳以上の者……公的年金等の月割額×25%+11万円（計算した金額が17万5千円未満の場合には、17万5千円）

(注) 上記(ロ)の「一定の金額」とは、213万円です（措令26の27の2①一）。ただし、年齢65歳以上の居住者が公的年金等の支払を受ける場合には242万円（控除額の調整が行われる公的年金等にあっては、163万円）となります（措令26の27の2①二）。

ロ 源泉徴収を要しない公的年金等の額

- (イ) 令和9年においては、上記(3)②イ及びロに代えて、源泉徴収を要しないこととなるその年中に支払を受けるべき公的年金等の限度額が次のとおりとされました（措令26の27の2②）。これは、基礎控除の控除額42万円の加算に対応した措置です。

- i 年齢65歳未満の者……164万円
  - ii 年齢65歳以上の者……214万円（控除額の調整が行われる公的年金等にあっては、137万円）
- (ロ) 令和10年以後の各年においては、上記(3)②イ及びロに代えて、源泉徴収を要しないこととなるその年中に支払を受けるべき公的年金等の限度額が次のとおりとされました（措令26の27の2③）。これは、基礎控除の控除額37万円の加算に対応した措置です。
- i 年齢65歳未満の者……159万円
  - ii 年齢65歳以上の者……209万円（控除額の調整が行われる公的年金等にあっては、132万円）

#### (5) 令和8年における公的年金等に係る源泉徴収税額の充当・還付

##### ① 概要

居住者に対し、特定公的年金等の支払者が令和8年12月1日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする場合において、イに掲げる所得税の額の合計額が同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする時の現況により計算したロに掲げる税額に比し超過額があるときは、その超過額は、同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当しなければならないこととされました（改正法附則11②）。この措置は令和8年にもみ行われるもので、基礎控除の引上げに伴う源泉徴収税額の調整を行うものです。

イ 令和8年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につき所得税法第203条の2の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税の額の合計額

ロ 上記(3)①及び(4)③イ(イ)の改正後の規定の適用があるものとした場合における令和8年中にその支払者からその居住者に対し支

払うべきことが確定した特定公的年金等につき所得税法第203条の2の規定により徴収されるべき税額

また、上記の超過額を令和8年12月1日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、なお充当しきれない超過額（その超過額のうちはまだ徴収されていないものがあるときは、その徴収されていない部分の金額に相当する金額を控除した金額。以下「過納額」といいます。）があるときは、支払者は、その過納額を還付することとされています（改正法附則11③）。

## ② 還付に係る手続の詳細

上記①により還付をする場合には、その還付をすべき金額に相当する金額は、特定公的年金等の支払者が所得税法第203条の2の規定により納付すべき金額から控除することとされています（改正法附則11④、改正所令附則9③）。

また、特定公的年金等の支払者が次に掲げるいずれかに該当することとなったときは、その特定公的年金等に係る所得税の納税地の所轄税務署長は、還付すべき金額のうちまだ還付されていない金額を上記①の居住者に還付することとされています（改正法附則11④、改正所令附則9④）。

イ 特定公的年金等の支払者でなくなったこと又は所得税法第203条の2の規定により徴収して納付すべき所得税の額がなくなったことにより還付をすべき金額の全部又は一部を還付することができないこととなった場合

ロ 還付をすべきこととなった日の属する月の翌月1日から起算して2月を経過した後において、なおその還付をすべき金額の全部を還付するに至らない場合

この場合における還付に係る規定の適用を受けようとする支払者は、上記イ又はロのいずれかに該当することとなった旨を記載した書面に、各人別の還付をすべき金額及びその

金額のうちまだ還付をされていない部分の金額その他必要な事項を記載した明細書を添付して、これを上記の税務署長に提出しなければならないこととされています（改正法附則11④、改正所令附則9⑤）。

## ③ 特定公的年金等の意義

上記①及び②の特定公的年金等とは、次に掲げる公的年金等をいいます（改正所令附則9②、改正所規附則5）。

イ 厚生労働大臣が支給する公的年金等

ロ 国家公務員共済組合連合会が支給する公的年金等

ハ 地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号）附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会が支給する公的年金等

ニ 日本私立学校振興・共済事業団が支給する公的年金等

ホ 地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする公的年金等

ヘ 恩給法（他の法律において準用する場合を含みます。）による公的年金等

ト 執行官法の一部を改正する法律（平成19年法律第18号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法附則第13条の規定による公的年金等

チ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第32条第2項に規定する存続組合又は同法附則第48条第1項に規定する指定基金が支給する同法附則第33条第1項に規定する特例年金給付である公的年金等

リ 総務大臣が外国人（日本国政府又はその機関との契約に基づき勤務した外国人が退職した場合におけるその勤務した期間が17年以上であり、かつ、その勤務した期間における功績が顕著であると総務大臣が認めたとその外国人に限ります。）に支給する終

身の年金である公的年金等

④ その他

イ この措置は、所得税法の源泉徴収制度の枠組みに含まれることとされています（改正法附則11④、改正所令附則9⑥）。

ロ 公的年金等の源泉徴収票に記載する源泉徴収税額は、上記①の超過額に相当する金額を控除した金額とされました（所規別表6(3)備考2(4)）。

(注) 特定公的年金等に係る所得税と併せて源泉徴収される復興特別所得税については、所得税と併せて上記の充当や還付の対象とされています（改正法附則12、改正所令附則10）。

#### 4 適用関係

- (1) 上記3(1)の改正は、令和8年分以後の所得税について適用し、令和7年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則9①）。なお、この改正は令和8年12月1日に施行されるため、同日前に同年分の所得税につき確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、その確定申告書に記載された事項又はその決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき改正後の制度の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から5年以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができることとされています（改正法附則9②）。
- (2) 上記3(2)の改正は、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等について適用し、同日前に支払うべき給与等については従前どおりとされています（改正法附則13①、令8.3財務告88前文、令8.4財務告127前文、令8.4財務告128前文）。
- (3) 上記3(3)並びに(4)③イ(イ)及びロ(イ)の改正は、令和9年1月1日以後に支払うべき公的年金等

について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については従前どおりとされています（改正法附則11①、44、45②、改正所令附則9①、改正措令附則12、13①）。

- (4) 上記3(4)①の改正は、令和8年分以後の各年分について適用されます（措法41の16の2①）。また、令和7年分の所得税に係る基礎控除の額については従前どおりとされています（改正法附則45①）。なお、この改正は令和8年12月1日に施行されるため、同日前に同年分の所得税につき確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、その確定申告書に記載された事項又はその決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき改正後の制度の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から5年以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができることとされています（改正法附則45④）。
- (5) 上記3(4)③イ(ロ)及びロ(ロ)の改正は、令和10年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については従前どおりとされています（改正法附則45③、改正措令附則13②）。
- (6) 上記3(5)①から③まで及び④イの改正は、令和8年12月1日から施行されます（改正法附則1四イ、改正所令附則1一、改正所規附則1一）。
- (7) 上記3(5)④ロの改正は、令和8年中に支払うべき公的年金等でその最後に支払をする日が同年12月1日以後であるものについて提出し、又は交付する源泉徴収票について適用し、同年中に支払うべき公的年金等でその最後に支払をする日が同年12月1日前であるものについて提出し、又は交付した源泉徴収票については従前どおりとされています（改正所規附則6④⑤）。

## 二 給与所得控除の改正

### 1 改正前の制度の概要

#### (1) 給与所得及び給与所得控除の概要

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）に係る所得をいいます（所法28①）。

また、給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から、その給与等の収入金額に応じた給与所得控除額を控除した残額であり（所法28②）、給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じてそれぞれ次のとおりとされていました（旧所法28③）。

(表) 給与所得控除

給与等の収入金額	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万円超360万円以下	その収入金額×30% + 8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20% + 44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10% + 110万円
850万円超	195万円

#### (2) 給与等の収入金額が660万円未満である場合の給与所得の金額

給与等の収入金額が660万円未満である場合には、その給与等に係る給与所得の金額は、給与等の収入金額から上記(1)により計算した給与所得控除額を控除した残額によらず、給与等の収入金額さえわかれば容易に給与所得の金額が求められる所得税法別表第5「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」により、その給与等の収入金額に応じて掲げられている給与所得控除後の給与等の金額によることとされています（所法28④、旧所法別表5）。

### 2 改正の趣旨

改正の趣旨については、前述「一 基礎控除の改正」の2をご参照ください。

### 3 改正の内容

#### (1) 給与所得控除の改正

給与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げることとされました（所法28③）。この結果、令和8年分以後の給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

(表) 給与所得控除

給与等の収入金額	給与所得控除額
360万円以下	その収入金額×30% + 8万円  (69万円に満たない場合には、69万円)
360万円超660万円以下	その収入金額×20% + 44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10% + 110万円
850万円超	195万円

#### (2) 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表の改正等

上記(1)の改正に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改められています（所法別表5）。

その他、給与所得の源泉徴収税額表等や告示について、上記(1)の改正に伴う改正や上記(1)の改正の反映が行われています。この改正や反映が行われる範囲や適用関係については、前述「一 基礎控除の改正」の3(2)と同様となりますので、ご参照ください。

(3) 給与所得控除の最低控除額等の特例の創設

租税特別措置法において、令和8年又は令和9年の給与所得控除について、次のとおり特例が創設されました。

① 給与所得控除の最低控除額の特例

令和8年又は令和9年において、その年中の給与等の収入金額が220万円以下である場合には、上記(1)の改正にかかわらず、その給与等に係る給与所得控除額は74万円（その収入金額が74万円に満たない場合には、その収入金額に相当する金額）とされました（措法29の4①）。

具体的な給与所得の算出方法としては、令和8年又は令和9年において、その年中の給与等の収入金額が69万1千円以上220万円未満である場合には、その給与等に係る給与所得の金額については、上記(1)の改正や上記(2)の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」にかかわらず、次により求めることとされました（措法29の4②）。

(表) 給与所得の金額

給与等の収入金額	給与所得の金額
691,000円以上 741,000円未満	なし
741,000円以上2,191,000円未満	その収入金額 - 74万円
2,191,000円以上2,193,000円未満	1,451,000円
2,193,000円以上2,196,000円未満	1,453,000円
2,196,000円以上2,200,000円未満	1,456,000円

なお、この特例の創設に伴う上記(2)の給与所得の源泉徴収税額表等や告示の改正等は行われていないため、各月（日）の給与等に係る源泉徴収の際には考慮されません。

(注) この特例は租税特別措置法で措置されていますが、主に所得税法で定める金額を変更するものであり、解説の構成の複雑さを避ける観点から、この「所得税法等の改正」でまとめて解説しています。

② 所要の読替え等

イ 上記①の特例の適用がある場合における給与所得者の特定支出の控除の特例（所法

57の2）や所得金額調整控除（措法41の3の11②）について、所要の読替えが措置されました（措法29の4③⑤、措令19の4の2①）。

ロ 年末調整の際の給与所得控除後の給与等の金額について、上記①と同様の算出方法により求めることとされました（措法29の4④）。また、その適用がある場合における給与等の源泉徴収票の記載事項について、所要の読替え等が措置されました（措令19の4の2②、所規別表6(1)備考2(4)(5)、措規11の5）。

4 適用関係

(1) 上記3(1)及び(2)の改正は、令和8年分以後の所得税等について適用し、令和7年分以前の所得税等については従前どおりとされています（改正法附則3①、13②）。なお、この改正は令和8年12月1日に施行されるため、同日前に同年分の所得税につき確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、その確定申告書に記載された事項又はその決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき改正後の制度の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から5年以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができることとされています（改正法附則3②）。

(2) 上記3(3)①及び②イの改正は、令和8年又は令和9年の給与所得について適用されます（措法29の4①②）。なお、この改正は令和8年12月1日に施行されるため、同日前に同年分の所得税につき確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、その確定申告書に記載された事項又はその決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき本特例の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項につ

いて、同日から5年以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができることとされています（改正法附則36②）。

- (3) 上記3(3)②ロ（源泉徴収票の書式に係る部分を除きます。）の改正は、令和8年分の所得税については、同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年12月1日以後であるものについて適用されます（改正法附則36①）。
- (4) 上記3(3)②ロ（源泉徴収票の書式に係る部分

に限ります。）の改正は、令和8年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年12月1日以後であるものについて提出し、又は交付する源泉徴収票について適用し、同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年12月1日前であるものについて提出し、又は交付した源泉徴収票については従前どおりとされています（改正所規附則6③⑤）。

### 三 基礎控除の改正に伴う所得税法関係の改正

#### 1 改正前の制度の概要

##### (1) 雑損控除

###### ① 制度の概要

居住者又はその者と生計を一にする親族の有する資産について、災害、盗難又は横領による損失が生じた場合において、その年における損失の金額の合計額が、損失の金額のうちに含まれている災害関連支出の金額の多寡に応じて定められている限度額を超えるときは、その超える部分の金額が、その者の総所得金額等から雑損控除として控除されます（所法72）。

（注） この控除は、非居住者についても適用されます。

###### ② 雑損控除の対象となる資産の範囲

上記①の雑損控除の対象となる資産は、「居住者（納税者）の有する資産」と「その居住者と生計を一にする配偶者その他の親族で一定の者の有する資産」ですが、この場合の「配偶者その他の親族」は、その年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が58万円以下であるものとされていました（旧所令205①）。

（注） この場合の総所得金額は租税特別措置法の規定により所得税法上の総所得金額に含めないで別の課税標準に置き換えられている場合がありますが、租税特別措置法の定

めにより、それらを含めたところで計算することとされています。以下同じです。

##### (2) ひとり親控除

###### ① 制度の概要

居住者がひとり親である場合には、その者のその年分の総所得金額等から35万円がひとり親控除として控除されます（旧所法81）。

###### ② ひとり親の範囲

上記①のひとり親とは、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で一定のものうち、次に掲げる要件を満たすものをいうこととされていました（所法2①三十一、旧所令11の2）。

イ その者と生計を一にする子で、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が58万円以下の子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除きます。）を有すること。

ロ 合計所得金額が500万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として一定のものがいないこと。

（注） 令和8年度税制改正において、ひとり親控除の控除額を38万円に引き上げる改正が行われています。この改正については、後述「四 ひとり親控除の改正」をご参照ください。

### (3) 勤労学生控除

#### ① 制度の概要

居住者が勤労学生である場合には、その者のその年分の総所得金額等から27万円が勤労学生控除として控除されます（所法82）。

#### ② 勤労学生の範囲

上記①の「勤労学生」とは、学校の生徒等で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）を有するもののうち、合計所得金額が85万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が10万円以下であるものをいうこととされてきました（旧所法2①三十二）。

(注) 令和8年度税制改正において、勤労学生の範囲について下記2(3)以外の改正が行われています。この改正については、後述「第三その他の改正」の「一 学校教育法等の改正に伴う所得税法等の整備」をご参照ください。

### (4) 配偶者控除

#### ① 制度の概要

居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次に掲げる場合の区分に応じ次に定める金額が配偶者控除として控除されます（所法83）。

イ その居住者の合計所得金額が900万円以下である場合……38万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、48万円）

ロ その居住者の合計所得金額が900万円を超え、950万円以下である場合……26万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、32万円）

ハ その居住者の合計所得金額が950万円を超え、1,000万円以下である場合……13万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、16万円）

#### ② 控除対象配偶者の範囲

上記①の「控除対象配偶者」とは、同一生

計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます（所法2①三十三の二）。

この「同一生計配偶者」とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が58万円以下である者をいうこととされてきました（旧所法2①三十三）。なお、生計を一にする配偶者であっても、青色事業専従者として専従者給与の支払を受けている者又は白色事業専従者に該当する者であるときは、上記の所得要件に関係なく、同一生計配偶者に該当しません。

### (5) 扶養控除

#### ① 制度の概要

居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から、控除対象扶養親族1人につき38万円（その控除対象扶養親族が、特定扶養親族（年齢19歳以上23歳未満の者）である場合には63万円、老人扶養親族（年齢70歳以上の者）である場合には48万円）が扶養控除として控除されます（所法84）。

#### ② 控除対象扶養親族の範囲

上記①の「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいいます（所法2①三十四の二）。

イ 居住者……年齢16歳以上の者

ロ 非居住者……年齢16歳以上30歳未満の者及び年齢70歳以上の者並びに年齢30歳以上70歳未満の者であって一定の者に該当するもの

この「扶養親族」とは、居住者の親族等とその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が58万円以下である者をいうこととされてきました（旧所法2①三十四）。なお、生計を一にする親族等であっても、青色事業専従者として専従者給与の支払を受けている者又は白色事業専従者に該当する者であ

るときは、上記の所得要件に関係なく、扶養親族に該当しません。

(注) 租税特別措置法の規定により、居住者の有する老人扶養親族が居住者又は居住者の配偶者の直系尊属であり、かつ、同居を常況としている場合には、同居老親加算として10万円の加算ができることとされ、同居老親に該当する老人扶養親族に係る扶養控除の控除額は58万円となります(措法41の16)。

## 2 改正の内容

所得税の基礎控除の控除額を踏まえて設定されていた各種金額基準について、当該控除が4万円引き上げられることに伴い、必要な調整を行うこととされました。具体的には、以下のとおり改正が行われました。

(注) 所得税の見直しに伴う改正については、後掲「租税特別措置法等(所得税関係)の改正」の「**第四** その他の改正」の「**三** 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の改正」もご参照ください。

### (1) 雑損控除

雑損控除の対象となる資産を有する親族に係る総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の要件を62万円以下(改正前:58万円以下)に引き上げることとされました(所令205①)。

### (2) ひとり親控除

生計を一にする子に係る総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の要件を62万円以下(改正前:58万円以下)に引き上げることとされました(所令11の2②)。

### (3) 勤労学生控除

勤労学生の合計所得金額要件を89万円以下(改正前:85万円以下)に引き上げることとされました(所法2①三十二)。

### (4) 配偶者控除

同一生計配偶者の合計所得金額要件を62万円以下(改正前:58万円以下)に引き上げることとされました(所法2①三十三)。

(注) 上記の引上げによる効果は、同一生計配偶者が障害者である場合の障害者控除等についても及ぶこととなります。また、上記の引上げに伴い配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が62万円超133万円以下(改正前:58万円超133万円以下)となります。

### (5) 扶養控除

扶養親族の合計所得金額要件を62万円以下(改正前:58万円以下)に引き上げることとされました(所法2①三十四)。

(注) 上記の引上げによる効果は、扶養親族が障害者である場合の障害者控除等についても及ぶこととなります。また、上記の引上げに伴い特定親族特別控除の対象となる特定親族の合計所得金額要件が62万円超123万円以下(改正前:58万円超123万円以下)となります。

## 3 適用関係

上記2の改正は、令和8年分以後の所得税について適用し、令和7年分以前の所得税については従前どおりとされています(改正法附則2①、改正所令附則2①、8①)。また、これらの改正は令和8年12月1日に施行されるため、同日前に同年分の所得税につき確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、その確定申告書に記載された事項又はその決定に係る事項(これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項)につき改正後の制度の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から5年以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができることとされています(改正法附則2②、改正所令附則2②、8②)。

なお、令和8年分の給与所得者の給与等に係る所得税については、令和8年12月1日以後の給与

所得者の扶養控除等異動申告書の提出等により、給与等についての毎月（日）の源泉徴収や年末調

整において、改正後の合計所得金額要件等による扶養控除等の適用を受けることとなります。

## 四 ひとり親控除の改正

### 1 改正前の制度の概要

#### (1) 制度の概要

居住者がひとり親である場合には、その者のその年分の総所得金額等から35万円がひとり親控除として控除されます（旧所法81）。

#### (2) ひとり親の範囲

上記(1)のひとり親とは、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で一定のものうち、次に掲げる要件を満たすものということとされてきました（所法2①三十一、旧所令11の2）。

① その者と生計を一にする子で、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が58万円以下の子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除きます。）を有すること。

② 合計所得金額が500万円以下であること。

③ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として一定のものがいないこと。

(注) 令和8年度税制改正において、ひとり親の範囲について改正が行われています。この改正については、前述「三 基礎控除の改正に伴う所得税法関係の改正」をご参照ください。

### 2 改正の内容

#### (1) ひとり親控除の改正

ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の控除額を38万円（改正前：35万円）に引き上げることとされました（所法81①）。

#### (2) 公的年金等に係る源泉徴収の改正

上記(1)の改正に伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算において、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に公的年金等の受給者がひとり親である旨の記載がある場合に公的年金等の金額から控除する人的控除額が3万2千5百円（改正前：3万円）に引き上げられました（所法203の3一ニ）。

### 3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、令和9年分以後の所得税について適用し、令和8年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則8）。

(2) 上記2(2)の改正は、令和9年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については従前どおりとされています（改正法附則11①）。

## 第二 金融・証券税制の改正

### 一 金融商品取引法等の改正に伴う所得税法における暗号資産関係の改正

#### 1 改正前の制度の概要

##### (1) 譲渡所得の金額の計算等

###### ① 譲渡所得の金額の計算

譲渡所得とは、資産の譲渡（契約により他人に土地を長期間使用させる行為を含みます。）による所得をいい、その譲渡所得の金額は、次に掲げる所得につき、それぞれその年中のその所得に係る総収入金額からその所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額（次に掲げる所得のいずれかに係る総収入金額がその所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額に満たない場合には、その不足額に相当する金額を他に掲げる所得に係る残額から控除した金額。以下①において「譲渡益」といいます。）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とされていました（旧所法33①③）。

イ 資産の譲渡（営利を目的として継続的に行われるもの等を除きます。ロ並びに2(1)及び(4)から(6)までにおいて同じです。）でその資産の取得の日以後5年以内にされたものによる所得（自己の研究の成果である特許権等の譲渡による所得を除きます。）

ロ 資産の譲渡による所得で上記イに掲げる所得以外のもの

上記の譲渡所得の特別控除額は、50万円（譲渡益が50万円に満たない場合には、その譲渡益）とされ（旧所法33④）、また、譲渡益から譲渡所得の特別控除額を控除する場合には、まず、その譲渡益のうち上記イに掲げる所得に係る部分の金額から控除するものと

されていました（旧所法33⑤）。

###### ② 総所得金額の計算

居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とされています（所法22①）。

上記の総所得金額は、次に掲げる金額の合計額（純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）とされていました（旧所法22②）。

イ 利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（上記①イに掲げる所得に係る部分の金額に限ります。）及び雑所得の金額（これらの金額につき損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額

ロ 譲渡所得の金額（上記①ロに掲げる所得に係る部分の金額に限ります。）及び一時所得の金額（これらの金額につき損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額の2分の1に相当する金額

##### (2) 棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入

###### ① 制度の概要

次のイ又はロに掲げる事由により居住者の有する棚卸資産（事業所得の基因となる山林その他棚卸資産に準ずる資産として一定のものを含みます。以下①において同じです。）の移転があった場合には、それぞれ次のイ又はロに定める金額に相当する金額は、その者のその事由が生じた日の属する年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとされています（所法40①）。

また、次のイ又はロに掲げる事由により取得した棚卸資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次のイに掲げる事由により取得した棚卸資産は次のイに定める金額をもって取得したものと、次のロに掲げる事由により取得した棚卸資産は次のロに掲げる譲渡の対価の額と次のロに定める実質的に贈与をしたと認められる金額との合計額をもって取得したものと、それぞれみなされます（所法40②）。

イ 贈与（いわゆる死因贈与を除きます。）

又は遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除きます。）……その贈与又は遺贈の時ににおけるその棚卸資産の価額

ロ 著しく低い価額の対価による譲渡……その対価の額とその譲渡の時ににおけるその棚卸資産の価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額

## ② 棚卸資産に準ずる資産

上記①の「棚卸資産に準ずる資産として一定のもの」とは、次の資産をいうこととされておりました（所令81、86、旧所令87）。

イ 不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る棚卸資産に準ずる資産

ロ 減価償却資産で使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満のもの（いわゆる少額の減価償却資産。なお、取得価額が10万円未満であるもののうち、その者の業務の性質上基本的に重要なものを除きます。）

ハ 減価償却資産で取得価額が10万円以上20万円未満であるもので一括償却資産として所得税法施行令第139条第1項の規定の適用を受けたもの（その者の業務の性質上基本的に重要なものを除きます。）

ニ 事業所得の基因となる有価証券

ホ 暗号資産

## (3) 暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法

### ① 制度の概要

居住者の暗号資産につきその者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年12月31日（その者が年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下同じです。）において有する暗号資産（以下「期末暗号資産」といいます。）の価額は、その者が暗号資産について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかった場合又は選定した評価の方法により評価しなかった場合には、下記⑤の法定評価方法（総平均法）により評価した金額）とすることとされておりました（旧所法48の2①、旧所令119の2①）。

### ② 暗号資産につき選定をすることができる評価の方法

期末暗号資産の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法は、期末暗号資産につき次のイ又はロの方法のうちいずれかの方法によってその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもってその期末暗号資産の評価額とする方法とされています（旧所令119の2①）。

#### イ 総平均法

暗号資産をその種類の異なるごとに区別し、その種類の同じものについて、その年1月1日において有していた種類を同じくする暗号資産の取得価額の総額とその年中に取得をした種類を同じくする暗号資産の取得価額の総額との合計額をこれらの暗号資産の総数量で除して計算した価額をその1単位当たりの取得価額とする方法をいいます。

#### ロ 移動平均法

暗号資産をその種類の異なるごとに区別し、その種類の同じものについて、当初の

1 単位当たりの取得価額が、再び種類を同じくする暗号資産の取得をした場合にはその取得の時にあって有する暗号資産とその取得をした暗号資産との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価によって改定されたものとみなし、以後種類を同じくする暗号資産の取得をする都度同様の方法により1 単位当たりの取得価額が改定されたものとみなし、その年12月31日から最も近い日において改定されたものとみなされた1 単位当たりの取得価額をその1 単位当たりの取得価額とする方法をいいます。

③ 暗号資産の評価の方法の選定手続

暗号資産の評価の方法は、その種類ごとに選定しなければならないこととされています。また、居住者は、暗号資産の取得をした場合（その取得をした日の属する年の前年以前においてその暗号資産と種類を同じくする暗号資産につき届出をすべき場合を除きます。）には、同日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、その暗号資産と種類を同じくする暗号資産につき、上記②の評価の方法（総平均法又は移動平均法）のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければなりません（所令119の3①②）。

④ 暗号資産の評価の方法の変更手続

イ 居住者は、暗号資産につき選定した評価の方法（その評価の方法を届け出なかった者がよるべきこととされている下記⑤の法定評価方法を含みます。）を変更しようとする場合には、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならないこととされています。この承認を受けようとする者は、その新たな評価の方法を採用しようとする年の3月15日までに、その旨、変更しようとする理由その他の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされていました（旧所令119の4①②、所令101②）。

ロ 税務署長は、上記イの申請書の提出があった場合において、その申請書を提出した居住者が現によっている評価の方法を採用してから相当期間を経過していないとき、又は変更しようとする評価の方法によってはその者の各年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算が適正に行われ難いと認めるときは、その申請を却下することができることとされていました（旧所令119の4②、所令101③）。

ハ 税務署長は、上記イの申請書の提出があった場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした居住者に対し、書面によりその旨を通知することとされています。なお、その年12月31日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかった場合には、同日においてその承認があったものとみなされます（旧所令119の4②、所令101④⑤）。

⑤ 暗号資産の法定評価方法

暗号資産の法定評価方法は、上記②イの総平均法により算出した取得価額による評価の方法です（所令119の5①）。なお、税務署長は、居住者が暗号資産につき選定した評価の方法（その評価の方法を届け出なかった居住者がよるべきこととされている法定評価方法を含みます。）により評価しなかった場合において、その居住者が行った評価の方法がその居住者の選定した評価の方法以外の上記②の評価の方法に該当し、かつ、その行った評価の方法によってもその居住者の各年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算を適正に行うことができると認めるときは、その行った評価の方法により計算した各年分の事業所得の金額又は雑所得の金額を基礎として更正又は決定をすることができることとされていました（旧所令119の5②）。

(4) 生活に通常必要でない資産の災害による損失  
災害又は盗難若しくは横領により、生活に通

常必要でない資産について受けた損失の金額は、その損失が生じた年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上、これらの年分の譲渡所得の金額を限度として控除できるとされています（所法62、旧所令178②）。

(注) 上記の「生活に通常必要でない資産」とは、次に掲げる資産とされています（所令178①）。以下同じです。

- ① 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産
- ② 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産
- ③ 生活の用に供する一定の動産

また、上記の控除を行う場合には、次に定めるところによることとされていました（旧所令178②）。

- ① まず、生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額をその損失が生じた日の属する年分の上記(1)①イに掲げる所得の金額の計算上控除すべき金額とし、その所得の金額の計算上控除しきれない損失の金額があるときは、これをその年分の上記(1)①ロに掲げる所得の金額の計算上控除すべき金額とする。
- ② 上記①によりなお控除しきれない損失の金額があるときは、これをその損失が生じた日の属する年の翌年分の上記(1)①イに掲げる所得の金額の計算上控除すべき金額とし、なお控除しきれない損失の金額があるときは、これをその翌年分の上記(1)①ロに掲げる所得の金額の計算上控除すべき金額とする。

#### (5) 損益通算

総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これを他の各種所得の金額から控除することと

されています（所法69①）。この場合における控除の順序について、譲渡所得の金額のうちに、上記(1)①イに掲げる所得に係る部分と上記(1)①ロに掲げる所得に係る部分とがあるときは、上記(1)①イに掲げる所得に係る部分の譲渡所得の金額からまず控除することとされていました（旧所令198三・六）。

また、生活に通常必要でない資産に係る所得の金額の計算上生じた損失の金額については、競走馬の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額を、競走馬の保有に係る雑所得の金額から控除する場合を除き、他の各種所得の金額からの控除（損益通算）ができないこととされていました（旧所法69②、所令200）。

#### (6) 延払条件付譲渡に係る所得税額の延納

##### ① 制度の概要

税務署長は、居住者が山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡をした場合において、次の要件の全てを満たすときは、納付すべき所得税の額（延払条件付譲渡に係る税額がその所得税の額に満たない場合には、その延払条件付譲渡に係る税額）の全部又は一部につき、その者の申請により、5年以内の延納を許可することができることとされています（所法132①）。

イ 延払条件付譲渡をした日の属する年分の所得税に係る申告書をその提出期限までに提出したこと。

ロ 延払条件付譲渡に係る税額が申告書に記載された所得税の額の2分の1に相当する金額を超えること。

ハ 延払条件付譲渡に係る税額が30万円を超えること。

(注) 上記の「延払条件付譲渡」とは、次の要件のいずれにも適合する条件を定めた契約に基づきその条件により行われる譲渡をいいます（所法132③、所令265）。以下同じです。

(イ) 月賦、年賦その他の賦払の方法により

3回以上に分割して対価の支払を受けること。

(ロ) その譲渡の目的物の引渡しの期日の翌日から最後の賦払金の支払の期日までの期間が2年以上であること。

(ハ) その譲渡の目的物の引渡しの期日までに支払の期日の到来する賦払金の額の合計額が、その譲渡の対価の額の3分の2以下となっていること。

## ② 延払条件付譲渡に係る税額

上記①の「延払条件付譲渡に係る税額」とは、申告書に記載された所得税の額のうち、その延払条件付譲渡に係る契約において定められている支払の期日とその年の翌年以後に到来する賦払金の額（その年中に支払を受けたものを除きます。）の合計額に対応する山林所得の金額又は譲渡所得の金額に係る部分の金額として計算した金額をいいます（所法132④、旧所令266①②）。

具体的には、以下の算式により計算した金額です。

＜算式＞

延払条件付譲渡に係る税額 =  $I - (R - H \times N / H) \times \text{税率}$

I：申告書に記載された課税総所得金額、上場株式等に係る課税配当所得等の金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、土地等・建物等に係る課税長期・短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額（以下「課税総所得金額等」といいます。）に対する所得税額

(注) 上記の課税総所得金額等の範囲に、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額を加える改正が併せて行われています。この特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の計算については、後掲「租税特別措置法等（所得税関係）の改正」の「第二 金融・証券税制の改正」の「二

特定暗号資産の譲渡による所得に係る申告分離課税制度等の創設」の2(1)⑤イをご参照ください。

ロ：課税総所得金額等

ハ：課税総所得金額等の計算の基礎となった譲渡所得の金額（上記(1)①ロに掲げる所得に係る部分の金額については、その金額の2分の1に相当する金額）又は山林所得の金額

ニ：延払条件付譲渡に係る契約において定められている支払の期日、その年の翌年以後に到来する賦払金の額（その年中に支払を受けたものを除きます。）の合計額

ホ：課税総所得金額等の計算の基礎となった譲渡所得又は山林所得に係る総収入金額

なお、その年分の譲渡所得の金額のうち上記(1)①イに掲げる所得に係る部分と上記(1)①ロに掲げる所得に係る部分とがあるときは、それぞれにつき上記算式のハからホまでの金額を計算することとされてきました（旧所令266③一）。

## 2 改正の内容

暗号資産の投資対象化が進展するなか、暗号資産を金融商品として金融商品取引法に位置付け、利用者保護の充実を図るための金融商品取引法等の改正が予定されたこと、また、消費税法施行令の改正により、同令における暗号資産の位置付けが支払手段に類するものから有価証券に類するものに変更されること等を踏まえ、暗号資産を譲渡した場合における所得区分に譲渡所得が追加されることとなりました。

また、株式等の譲渡による譲渡所得の金額の計算においては譲渡所得の特別控除額の控除が適用されないこととのバランス等を踏まえ、上記の暗号資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算において譲渡所得の特別控除額の控除を適用しないこととするための改正等が併せて行われました。

具体的には、以下の改正が行われました。

(注) 一定の暗号資産の譲渡については、租税特別

措置法においてその譲渡による所得を申告分離課税とする特例が創設されています。この改正の詳細については、後掲「**租税特別措置法等（所得税関係）の改正**」の「**第二 金融・証券税制の改正**」の「**二 特定暗号資産の譲渡による所得に係る申告分離課税制度等の創設**」をご参照ください。

## (1) 譲渡所得の金額の計算等

### ① 譲渡所得の金額の計算

#### イ 譲渡益の計算

暗号資産の譲渡による所得を、新たな譲渡所得の種類として設けることとされました（所法33③三）。

この改正に伴い、上記1(1)①の譲渡所得の譲渡益の計算を行う場合において、上記1(1)①イに掲げる所得、上記1(1)①ロに掲げる所得又は暗号資産の譲渡による所得のうちいずれかの所得に係る不足額が生じているときは、暗号資産の譲渡による所得の残額、上記1(1)①イに掲げる所得の残額又は上記1(1)①ロに掲げる所得の残額から順次控除することとされました（所法33③、所令81の2）。

#### ロ 譲渡所得の特別控除額

譲渡所得の特別控除額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされました（所法33④）。

(イ) (ロ)に掲げる場合以外の場合……50万円

(ロ) 譲渡益のうち、上記1(1)①イに掲げる所得に係る部分の金額と上記1(1)①ロに掲げる所得に係る部分の金額との合計額が50万円に満たない場合……その合計額  
なお、譲渡所得の特別控除額の控除する順序については、譲渡益のうち上記1(1)①イに掲げる所得に係る部分の金額から控除するものとし、なお控除しきれない金額があるときは、譲渡益のうち上記1(1)①ロに掲げる所得に係る部分の金額から控除するものとされ、改正前の制度と変わりはありません（所法33⑤）。

ません（所法33⑤）。

これらにより、上記イの譲渡益のうち暗号資産の譲渡による所得に係る部分の金額からは、譲渡所得の特別控除額を控除することができないこととなります。

### ② 総所得金額の計算

総所得金額の計算上、譲渡所得の金額のうち暗号資産の譲渡による所得に係る部分の金額については、上記1(1)①ロに掲げる所得に係る部分の金額と異なり、2分の1に相当する金額とされていません（所法22②各号）。

## (2) 棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入

暗号資産を譲渡した場合における所得区分に譲渡所得が追加されたことに伴い、上記1(2)②の棚卸資産に準ずる資産の範囲に含まれている暗号資産について、事業所得の基因となる暗号資産に限ることとされました（所令87）。

(注) 譲渡所得の基因となる暗号資産については、所得税法第59条の「贈与等の場合の譲渡所得等の特例」の適用対象となり、法人に対して贈与等をした場合等の一定の要件の下で、みなし譲渡課税が行われることとなります。その他の譲渡所得の基因となる資産を対象としている特例についても同様に、その特例の適用要件を満たすことを前提にその特例が適用されることとなります。

## (3) 暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法

暗号資産を譲渡した場合における所得区分に譲渡所得が追加されたことに伴い、居住者の暗号資産につきその者の譲渡所得の金額の計算上取得費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年12月31日において有する期末暗号資産の価額は、その者が暗号資産について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかった場合又は選定した評価の方法により評価しなかった場合には、上記1(3)⑤の法定評価方法（総平均法）に

より評価した金額)とされました(所法48の2①、所令119の2①)。

また、上記1(3)④口の暗号資産の評価の方法の変更に係る申請の却下に関する規定及び上記1(3)⑤の居住者が暗号資産につき選定した評価の方法により評価しなかった場合に関する規定について、譲渡所得の金額を事業所得の金額又は雑所得の金額と同様の課税関係とするための改正が行われています(所令119の4②、119の5②、101③)。その他の上記1(3)②から⑤までの手続き及び暗号資産の評価方法等については改正前の制度と変わりはありません。

#### (4) 生活に通常必要でない資産の災害による損失

災害等により上記1(4)①及び②の生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額について、暗号資産の譲渡による所得を新たな譲渡所得の類型として設けることとされたことに伴い(所法33③三)、次に定めるところによることとされました(所令178②)。

① 生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額をその損失が生じた日の属する年分の暗号資産の譲渡による所得の金額、上記1(1)①イに掲げる所得の金額又は上記1(1)①ロに掲げる所得の金額の計算上順次控除すべき金額とする。

② 上記①によりなお控除しきれない損失の金額があるときは、これをその損失が生じた日の属する年の翌年分の暗号資産の譲渡による所得の金額、上記1(1)①イに掲げる所得の金額又は上記1(1)①ロに掲げる所得の金額の計算上順次控除すべき金額とする。

#### (5) 損益通算

暗号資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、他の各種所得の金額からの控除(損益通算)ができないこと

とされました(所法69②)。

また、暗号資産の譲渡による所得を新たな譲渡所得の類型として設けることとされたことに伴い(所法33③三)、損益通算を行う際の控除の順序について、譲渡所得の金額のうちに、上記1(1)①イに掲げる所得又は暗号資産の譲渡による所得に係る部分と上記1(1)①ロに掲げる所得に係る部分とがあるときは、上記1(1)①イに掲げる所得又は暗号資産の譲渡による所得に係る部分の譲渡所得の金額からまず控除することとされました(所令198三・六)。

#### (6) 延払条件付譲渡に係る所得税額の延納

上記1(6)②の延払条件付譲渡に係る税額の計算について、暗号資産の譲渡による所得を新たな譲渡所得の類型として設けることとされたことに伴い(所法33③三)、その年分の譲渡所得の金額のうちに上記1(1)①イに掲げる所得又は暗号資産の譲渡による所得に係る部分と上記1(1)①ロに掲げる所得に係る部分とがあるときは、上記1(1)①イに掲げる所得又は暗号資産の譲渡による所得に係る部分と上記1(1)①ロに掲げる所得に係る部分のそれぞれにつき上記1(6)②の算式のハからホまでの金額を計算することとされました(所令266③一)。

### 3 適用関係

上記2の改正は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(以下「金商法等改正法」といいます。)の施行の日の属する年の翌年以後の各年分について適用されます(改正法附則4、6①、7、改正所令附則5)。

(注) 上記の金商法等改正法は、第221回国会において提出され、一部の改正事項を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています(金商法等改正法附則1)。

## 二 完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例の改正

### 1 改正前の制度の概要

(1) 内国法人で一定のものが支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととされています（所法177）。

① 完全子法人株式等に該当する株式等（その内国法人が自己の名義をもって有するものに限ります。下記②において同じです。）に係る配当等

② 基準日等においてその内国法人が保有する他の内国法人（一般社団法人等を除きます。）の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

（注1） 上記の「完全子法人株式等」とは、法人が他の内国法人の発行済株式等（その有する自己の株式を除きます。）の全部を配当等の額の計算期間の初日からその計算期間の末日まで継続して有する場合のその株式等をいいます（法法23⑤、法令22の2①）。

（注2） 上記の「基準日等」とは、法人税法施行令第22条第1項に規定する基準日等をいいます（所令301②）。

(2) 上記(1)の「内国法人で一定のもの」とは、次に掲げる内国法人以外の法人をいうこととされています（所法177①、旧所令301①）。

① 一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除きます。）

② 労働者協同組合

③ 人格のない社団等

④ 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている次に掲げる法人

イ 地方自治法に規定する認可地縁団体

ロ 建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合法人及び団地管理組合法人

ハ 政党交付金の交付を受ける政党等に対する

る法人格の付与に関する法律に規定する法人である政党等

ニ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業組合

ホ 特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人

ヘ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定するマンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合

### 2 改正の内容

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、本特例の適用対象外となる上記1(2)④へに掲げる内国法人の範囲について、次の措置が講じられました（所令301①）。

#### (1) マンション除却組合の追加

マンションの再生等の円滑化に関する法律（以下「マンション再生法」といいます。）に規定するマンション除却組合が追加されました。

#### (2) マンション建替組合及びマンション敷地売却組合に対する措置

マンション建替組合及びマンション敷地売却組合のマンション再生組合及びマンション等売却組合への改組後も、引き続き、本特例の適用対象外となる内国法人とされました。

（注1） 令和7年5月30日に公布された「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）」において、建物の区分所有等に関する法律の改正により、建物及びその敷地の一括売却、建物の更新（一棟リノベーション）、建物の取壊し等を、建替えと同様、多数決決議（原則、5分の4以上）により行うことが可能とされ

るとともに、あわせて、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正により、これらの新たなマンションの再生手法に係る決議に対応した事業手続等が創設・整備されました。また、今般の改正内容を踏まえ、同法の題名が「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に変更されています。

このうち建物の取壊しに係る決議については、マンション再生法において、これに対応したマンション除却事業の手続等（組合設立、補償金支払手続等）が創設され、マンション除却事業を実施するためにマンション除却組合を設立することができることとされました。

(注2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正により、マンションの再生をより円滑にするための事業類型が追加されるなど、公益法人等とみなすこととされている同法により設立されるマンション建替組合及びマン

ション敷地売却組合の事業手続等が整備され、これに伴い、それぞれ「マンション再生組合」及び「マンション等売却組合」に改組されました。

この改正により、マンション再生組合は、既存のマンション建替事業に加え、マンション更新事業、マンション再建事業又はマンション一括建替等事業を施行することができることとされ、マンション等売却組合は、既存のマンション敷地売却事業に加え、マンション除却敷地売却事業又は敷地売却事業を実施することができることとされました（マンション再生法5①、109）。

### 3 適用関係

上記2の改正は、令和8年4月1日から施行されています（改正所令附則1）。

## 三 償還金等の支払調書の改正

### 1 改正前の制度の概要

- (1) 恒久的施設を有しない非居住者、内国法人で一定のもの又は外国法人に対して国内において公社債のうち一定のものに係る償還金等の交付をする者は、株式等の譲渡の対価等の支払調書を、その償還金等の交付の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、その償還金等の交付をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその償還金等の交付事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（所法225①十一、所規90の2②）。
- (2) 上記(1)の「内国法人で一定のもの」とは、次に掲げる内国法人をいうこととされています（所法225①十一、旧所令352の2①）。
  - ① 一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除きます。）

- ② 労働者協同組合
- ③ 人格のない社団等
- ④ 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている次に掲げる法人
  - イ 地方自治法に規定する認可地縁団体
  - ロ 建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合法人及び団地管理組合法人
  - ハ 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律に規定する法人である政党等
- ニ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業組合
- ホ 特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人
- ヘ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定するマンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合

## 2 改正の内容等

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、交付を受ける償還金等が支払調書制度の対象となる上記1(2)④へに掲げる内国法人の範囲について、次の措置が講じられました(所令352の2①)。

### (1) マンション除却組合の追加

マンションの再生等の円滑化に関する法律に規定するマンション除却組合が追加されました。

### (2) マンション建替組合及びマンション敷地売却組合に対する措置

マンション建替組合及びマンション敷地売却

組合のマンション再生組合及びマンション等売却組合への改組後も、引き続き、交付を受ける償還金等が支払調書制度の対象となる内国法人とされました。

(注) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正の概要については、前述「二 完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例の改正」の2(注1)及び(注2)をご参照ください。

## 3 適用関係

上記2の改正は、令和8年4月1日から施行されています(改正所令附則1)。

# 第三 その他の改正

## 一 学校教育法等の改正に伴う所得税法等の整備

### 1 改正前の制度の概要

#### (1) 勤労学生控除

① 居住者が勤労学生である場合には、その者のその年分の総所得金額等から27万円が勤労学生控除として控除されます(所法82)。

② 勤労学生とは、次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます。)を有するもののうち、合計所得金額が85万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の合計額が10万円以下であるものをいうこととされていきました(旧所法2①三十二)。

イ 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒又は児童

ロ 国、地方公共団体又は学校法人、私立学校法第152条第5項の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずるものとして一定の者の設置した専修学校又は各種学校

の生徒で一定の課程を履修するもの

(注1) 上記の「学校法人」とは、私立学校法第3条に規定する学校法人をいいます。以下同じです。

(注2) 上記の「専修学校」とは、学校教育法第124条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは、同法第134条第1項に規定する各種学校をいいます。以下同じです。

ハ 職業訓練法人の行う職業能力開発促進法第24条第3項に規定する認定職業訓練を受ける者で一定の課程を履修するもの

③ 上記②ロ及びハの一定の課程は、その課程が次に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ次に定める事項に該当する課程とされていきました(旧所令11の3②)。

イ 専修学校の高等課程及び専門課程……次に掲げる事項

(イ) 職業に必要な技術の教授をすること。

(ロ) その修業期間が1年以上であること。

イ) その1年の授業時間数が800時間以上であること（夜間その他特別な時間において授業を行う場合には、その1年の授業時間数が450時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が800時間以上であること。）。

ロ) その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

(注) 上記の「高等課程」及び「専門課程」とは、学校教育法第125条第1項に規定する高等課程及び専門課程をいいます。以下同じです。

ロ 上記イに掲げる課程以外の課程……次に掲げる事項

(イ) 上記イ(イ)及び(ロ)に掲げる事項

(ロ) その修業期間（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程があり、それぞれの修業期間が1年以上であって一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間）が2年以上であること。

ハ) その1年の授業時間数（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程がある場合には、それぞれの課程の授業時間数）が680時間以上であること。

## (2) 寄附金控除

① 居住者が次に掲げる寄附金を支出した場合には、その支出した寄附金は特定寄附金として寄附金控除の対象とされ、その年中に支出したその寄附金の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除することとされています（所法78①②）。

イ 国又は地方公共団体に対する寄附金

ロ 公益社団法人等に対する寄附金で財務大臣が指定した寄附金（いわゆる指定寄附金）

ハ 公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科

学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する一定の法人（以下「特定公益増進法人」といいます。）に対するその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除きます。）

ニ 公益信託の信託財産とするために支出したその公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなものを除きます。）

(注1) 上記の「寄附金の合計額」は、その年分の総所得金額等（総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額（平成10年1月1日から令和8年3月31日まで不適用です。）、特別控除後の長期譲渡所得の金額、特別控除後の短期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。）の40%相当額が限度とされます。

(注2) 令和8年度税制改正における特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例（措法38の2）の創設に伴い、上記の「総所得金額等」に、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額が追加されることとされています（措法38の2②）。特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例の内容については、後掲「**租税特別措置法等（所得税関係）の改正**」の「**第二 金融・証券税制の改正**」の「**二 特定暗号資産の譲渡による所得に係る申告分離課税制度等の創設**」をご参照ください。

(注3) 令和8年度税制改正において、土地等に係る事業所得等の金額に係る適用停止期間が令和11年3月31日まで3年延長されました（措法28の4⑥）。この改正については、後掲「**租税特別措置法等（所得**

税関係)の改正」の「第一 住宅・土地税制の改正」の「二 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例の改正」をご参照ください。

- ② 上記①ハの特定公益増進法人は、次の法人とされています(所令217)。
- イ 独立行政法人
  - ロ 地方独立行政法人で一定の業務を主たる目的とするもの
  - ハ 国立健康危機管理研究機構、自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社及び福島国際研究教育機構
  - ニ 公益社団法人及び公益財団法人
  - ホ 学校法人等で学校等の設置を主たる目的とするもの
  - ヘ 社会福祉法人
  - ト 更生保護法人

## 2 改正の内容

### (1) 学校教育法等の改正の概要

専修学校における教育の充実を図るため、専修学校に専攻科を置くことができることとともに、専門課程の入学資格の厳格化、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずること等を内容とする「学校教育法の一部を改正する法律案」が第213回国会に提出され、令和6年6月7日に可決・成立し、同月14日に法律第50号として公布されています。

この「学校教育法の一部を改正する法律(令和6年法律第50号)」による学校教育法の改正により、一定の要件を満たす専門課程(以下「特定専門課程」といいます。)を置く専修学校には専攻科の課程を設置できることとされたほか、専門課程の最低限必要な学習時間に関する基準について、大学や高等専門学校と同様に「単位数」により定めることとされています(学校教育法124二、125の2①)。

さらに、専門課程の入学資格が大学の入学資格と同様の規定とされたこと等に伴い、専門課程の在籍者の呼称は「生徒」から「学生」とされました(学校教育法128一)。

(注1) 上記の「専攻科」は、専修学校の特定専門課程を修了した者等に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は1年以上とされています(学校教育法125の2②)。以下同じです。例えば、特定専門課程(3年課程)で看護師の資格を修得後、専攻科(1年課程)で助産師の資格を修得するケースなどが想定されます。

なお、上記1(1)③ロ(ロ)及びイの「専攻科」とは異なるものです。

(注2) 上記の「特定専門課程」に関する一定の要件は、具体的には、①修業年限が2年以上であること及び②課程の修了に必要な総単位数が62単位以上であることとされています(学校教育法施行規則186)。

(注3) 上記の「単位数」は、年平均31単位以上(夜間その他特別な時間において授業を行う場合には、年平均17単位以上、かつ、修業期間全体で31単位以上)とされています(専修学校設置基準28の2、28の3)。

### (2) 勤労学生控除(勤労学生の範囲)の改正

① 勤労学生の範囲の拡充(専修学校の専攻科の課程を履修する学生の追加)

上記(1)の学校教育法の改正により専修学校に設置できることとされた専攻科の入学資格は、上記(1)(注1)のとおり、専門課程(特定専門課程)を修了した者等とされています。こうした点等を踏まえると、専攻科の課程を履修する学生についても既に勤労学生の対象である専修学校の他の課程の学生等と同じ扱いとすることが適当と考えられることから、一定の要件を満たす専攻科の課程を履修する学生を勤労学生の範囲に追加することとされました。

具体的には、勤労学生の範囲に、次に掲げる事項に該当する専攻科の課程を履修する学生が追加されました（所令11の3②二）。

- イ 職業に必要な技術の教授をすること。
- ロ その修業期間が1年以上であること。
- ハ その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

(注) 上記の事項は、上記1(1)③イ(イ)、(ロ)及び(ニ)に掲げる事項と同様です。なお、専攻科は、学校教育法上、授業時間数や単位数に係る規制がないことを踏まえ、専門課程等と異なり、授業時間数等に係る事項（上記1(1)③イ(イ)に掲げる事項）は要件とされていません。

## ② 専修学校の課程の授業時間数に係る要件の見直し

### イ 専門課程の単位制への移行に伴う見直し

上記(1)の学校教育法等の改正により、専修学校の専門課程の最低限必要な学習時間に関する基準について「単位数（改正前：原則として授業時数）」により定めることとされるなど、全ての専門課程がいわゆる単位制に移行することとされました。これに伴い、勤労学生の対象となる専修学校の専門課程に係る要件のうち授業時間数に係る要件（上記1(1)③イ(イ)に掲げる事項）について、単位数に係る要件に見直すこととされました。

具体的には、これまでと同様に、学校教育法上の基準の内容（上記(1)（注3）参照）を踏まえ、その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数に相当する数で除して計算した単位数が31単位以上であることとされました（所令11の3②二ロ）。すなわち、年平均31単位以上であることを要件とするものです。

(注) 夜間その他特別な時間において授業を行う場合の単位数に係る要件は、その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の

年数に相当する数で除して計算した単位数が17単位以上であり、かつ、その修業期間を通ずる単位数が31単位以上であることとされました（所令11の3②二ロ(1)）。すなわち、年平均17単位以上、かつ、修業期間全体で31単位以上であることを要件とするものです。

### ロ その他の整備

学校教育法上、専修学校の課程には一定の場合に通信制の学科を置くことができ、従来から単位制を基本としてその授業時数に関する基準等が定められています（専修学校設置基準4、29、37）。今般、勤労学生の対象となる専修学校の課程の授業時間数に係る要件についても、上記イの改正に併せて、同法上の基準の内容を踏まえて通信制の学科に関する要件を明確化することとされました。

具体的には、通信による教育を行う場合の授業時間数等に係る要件は、次に掲げる課程の区分に応じそれぞれ次に定める事項とされました（所令11の3②一ハ(2)、二ロ(2)、三八）。

#### (イ) 高等課程及び一般課程……次に掲げる事項

- i その1年の対面により行う授業の授業時間数が120時間以上であること。
- ii その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数に相当する数で除して計算した単位数が13単位以上であり、かつ、その修業期間を通ずる単位数が23単位以上であること。

#### (ロ) 専門課程……次に掲げる事項

- i その修業期間を通ずる対面により行う授業の授業時間数をその修業期間の年数に相当する数で除して計算した授業時間数が120時間以上であること。
- ii その修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数に相当する数で除して計算した単位数が17単位以上であり、

かつ、その修業期間を通ずる単位数が31単位以上であること。

(注) 上記の改正のほか、勤労学生については、合計所得金額要件を89万円以下（改正前：85万円以下）に引き上げる改正が行われています。詳細については、前述「**第一 所得税の見直し関係の改正**」の「**三 基礎控除の改正に伴う所得税法関係の改正**」の2(3)をご参照ください。

### (3) 寄附金控除の改正

特定公益増進法人のうち学校及び一定の専修学校の設置を主たる目的とする学校法人並びに一定の専修学校の設置を主たる目的とする私立学校法第152条第5項の規定により設立された法人（いわゆる準学校法人）の範囲について、対象となる専修学校の要件のうち専門課程に係る要件が、その修業期間を通ずる単位数が62単位以上であるもの（改正前：その修業期間を通ずる授業時間数が1,700時間以上であるもの）とされました（所規40の9①二）。

(注) 上記の修業期間は、普通科、別科その他これらに準ずる区別された課程があり、一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間とされています。

す（所規40の9①一）。

### (4) その他の改正

上記(1)の学校教育法の改正により専修学校の専門課程の在籍者の呼称が「生徒」から「学生」とされたことに伴い、関連する所得税法等の規定の整備が行われました（所法2①三十二ロ、所令165②一、所規47の2①一、措法41の18の3①二、措令26の28の2③、措規19の10の5④二イ(2)）。

## 3 適用関係

- (1) 上記2(2)の改正は、令和8年分以後の所得税について適用し、令和7年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正所令附則3）。
- (2) 上記2(3)の改正は、個人が令和8年4月1日以後に支出する特定寄附金について適用し、個人が同日前に支出した特定寄附金については従前どおりとされています（改正所規附則2）。
- (3) 上記2(4)の改正は、令和8年4月1日から施行されています（改正法附則1、改正所令附則1、改正所規附則1、改正措令附則1、改正措規附則1）。

## 二 減価償却資産の範囲の改正

### 1 改正前の制度の概要

個人が、その年12月31日において有する減価償却資産について、その個人が選定した償却の方法により、耐用年数に応じて計算した金額は、その年分の不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています（所法49）。

#### (1) 償却の方法

減価償却資産の償却費の額の計算上、選定することができる償却の方法は、次のとおりと

されています（所令120、旧所令120の2）。

- ① 平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産（国外リース資産にあっては、リース契約が平成20年3月31日までに締結されたもの）
  - イ 建物（鉱業用減価償却資産を除きます。）
    - (イ) 平成10年3月31日以前に取得された建物……旧定額法又は旧定率法
    - (ロ) (イ)の建物以外の建物……旧定額法
  - ロ 建物附属設備、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具、工具及び器具備品（鉱業用減価償却資産及び国外リース資産

- を除きます。) ……旧定額法又は旧定率法
- ハ 鉱業用減価償却資産（鉱業権及び国外リース資産を除きます。） ……旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法
- ニ 無形固定資産（鉱業権を除きます。）及び生物 ……旧定額法
- ホ 鉱業権 ……旧定額法又は旧生産高比例法
- ヘ 国外リース資産 ……旧国外リース期間定額法
- ② 平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産（リース資産にあっては、リース契約が平成20年4月1日以後に締結されたもの）
- イ 建物、建物附属設備及び構築物（鉱業用減価償却資産及びリース資産を除きます。）
- (イ) 平成28年3月31日以前に取得された建物附属設備及び構築物 ……定額法又は定率法
- (ロ) 建物並びに平成28年4月1日以後に取得をされた建物附属設備及び構築物 ……定額法
- ロ 機械装置、船舶、航空機、車両運搬具、工具及び器具備品（鉱業用減価償却資産及びリース資産を除きます。） ……定額法又は定率法
- ハ 鉱業用減価償却資産（鉱業権及びリース資産を除きます。）
- (イ) 平成28年4月1日以後に取得された建物、建物附属設備及び構築物 ……定額法又は生産高比例法
- (ロ) (イ)以外のもの ……定額法、定率法又は生産高比例法
- ニ 無形固定資産（鉱業権及びリース資産を除きます。）及び生物 ……定額法
- ホ 鉱業権 ……定額法又は生産高比例法
- ヘ リース資産 ……リース期間定額法
- (注1) 定率法は、平成24年3月31日以前に取得をされた資産にあっては250%定率法と、同年4月1日以後に取得をされた資産にあっては200%定率法とされています（耐用年数省令5①二、別表9・10）。250%

定率法とは、定額法の償却率の250%相当の率による定率法をいい、200%定率法とは、定額法の償却率の200%相当の率による定率法をいいます。

(注2) 鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます（所令120②）。

## (2) 償却の方法の選定等

### ① 償却の方法の選定の原則

減価償却資産の償却の方法は、資産区分ごとに選定しなければならないこととされ（所令123①）、新たに業務を開始した日、既によるべき償却の方法を選定している減価償却資産以外の資産を取得した日等といったその個人の区分に応じた一定の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、上記(1)の償却の方法のうちそのよるべき方法を「減価償却資産の償却方法の届出書」により納税地の所轄税務署長に届け出なければならないこととされています（所令123②）。

(注) 「資産区分」とは、平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産と同年4月1日以後に取得された減価償却資産との区分ごと、かつ、その減価償却資産の種類等ごとの区分をいいます。

### ② 償却の方法の選定の特例

旧償却方法適用資産（平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産をいいます。）につき既にそのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法を選定している場合において、新償却方法適用資産（同年4月1日以後に取得された減価償却資産）で、同年3月31日以前に取得されたとしたならば旧償却方法適用資産と同一の資産区分に属するものにつき上記①の届出をしていないときは、当該新償却方法適用資産については、旧償却方法適用資産につき選定した次に掲げる償却の方法の区分に応じ次に定める

償却の方法を選定したものとみなされます（旧所令123③）。ただし、既に下記④の償却の方法の変更の承認を受けた新償却方法適用資産と同一の資産区分に属する新償却方法適用資産については、この特例の適用はありません。

- イ 旧定額法……定額法
- ロ 旧定率法……定率法
- ハ 旧生産高比例法……生産高比例法

③ 法定償却方法

上記①又は②により減価償却資産について、償却の方法を選定しなかった場合の償却の方法は、次のとおりです（旧所令125）。

イ 平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産

(イ) 上記(1)①イ(イ)及びロの減価償却資産……旧定額法

(ロ) 上記(1)①ハ及びホの減価償却資産……旧生産高比例法

ロ 平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産

(イ) 上記(1)②ロの減価償却資産……定額法

(ロ) 上記(1)②ハ及びホの減価償却資産……生産高比例法

④ 償却の方法の変更

減価償却資産につき選定した償却の方法を変更しようとするとき又は2以上の事業所若しくは船舶を有し事業所若しくは船舶ごとに償却の方法を選定していない場合で事業所若しくは船舶ごとに償却の方法を選定しようとするときは、その新たな償却の方法を採用しようとする年の3月15日までに、その旨、変更しようとする理由その他一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならないこととされています（所令124①②）。

(3) 減価償却資産の償却費

個人の有する減価償却資産につき、各年分の償却費として必要経費に算入する金額は、その

資産につきその者が採用している方法に基づいて計算した金額とされています（所令131）。

ただし、個人がその有する減価償却資産につきその年の前年分以前の各年分において必要経費に算入した償却費の額の累積額（償却累積額）とその減価償却資産につき採用している償却の方法により計算したその年分の償却費に相当する金額との合計額が、償却可能限度額を超える場合には、その資産については、その償却費に相当する金額からその超える部分の金額を控除した金額をもってその年分の償却費とすることとされています（旧所令134①）。

(注) 償却可能限度額とは、次の減価償却資産の区分に応じそれぞれ次の金額をいいます。

① 平成19年3月31日以前に取得をされたもの（国外リース資産及びリース賃貸資産にあっては、リース契約が平成20年3月31日までに締結されたもの）で、そのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、旧国外リース期間定額法、所得税法施行令第120条の3第1項の特別な償却の方法又は同令第121条の2第1項の旧リース期間定額法を採用しているもの

イ 建物、建物附属設備、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具、工具及び器具備品（坑道並びに国外リース資産及びリース賃貸資産を除きます。）……その取得価額の95%相当額

ロ 坑道及び無形固定資産（リース賃貸資産を除きます。）……その取得価額に相当する金額

ハ 生物（リース賃貸資産を除きます。）……その取得価額から残存価額を控除した金額に相当する金額

ニ 国外リース資産 その取得価額から見積残存価額を控除した金額に相当する金額

ホ リース賃貸資産 その取得価額から残価保証額（当該残価保証額が0である場合には、1円）を控除した金額に相当す

る金額

- ② 平成19年4月1日以後に取得をされたもの（リース資産にあっては、リース契約が平成20年4月1日以後に締結されたもので、そのよるべき償却の方法として定額法、定率法、生産高比例法、リース期間定額法、所得税法施行令第120条の3第1項の特別な償却の方法又は同令第121条の2第1項の旧リース期間定額法を採用しているもの
- イ 建物、建物附属設備、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品及び生物（坑道及びハのリース資産を除きます。）……その取得価額から1円を控除した金額に相当する金額
- ロ 坑道及び無形固定資産……その取得価額に相当する金額
- ハ リース資産（リース契約が令和9年3月31日以前に締結されたものに限るものとし、経過リース資産を除きます。）……その取得価額から残価保証額を控除した金額に相当する金額

## 2 改正の内容

二酸化炭素の貯留事業の健全な発達等を図るとともに、公共の安全を確保するため、二酸化炭素の貯留事業に係る許可制度及び貯留権の創設、貯留事業における保安の確保のために必要な措置の義務付け、二酸化炭素が貯蔵された事業場の長期的な管理のための制度の整備、導管輸送事業に係る届出制度の創設等の措置を講ずることを目的とした「二酸化炭素の貯留事業に関する法律案」が、第213回通常国会に提出され、令和6年5月17日に可決・成立し、同月24日に公布されました。同法（以下「二酸化炭素貯留事業法」といいます。）において、貯留区域内の貯留層における二酸化炭素を貯留層に貯蔵する事業（以下「貯留事業」といいます。）の用に供する貯留等工作物をその貯留区域に設置し、及び運用し、並びにその貯留層に二酸化炭素を貯蔵する権利として「貯留権」が定められ、試掘区域における試掘の用に供する貯

留等工作物をその試掘区域に設置し、及び運用し、並びにその試掘区域において試掘を行う権利として「試掘権」が定められました。

（注1） 二酸化炭素貯留事業法は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており（二酸化炭素貯留事業法附則1）、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行期日を定める政令（令和8年政令第151号）により令和8年5月22日とされています。なお、試掘権に関する規定は、令和6年11月18日から施行されています（二酸化炭素貯留事業法附則1三、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令）。

上記の貯留権に関する規定の施行に伴い、貯留権について、次のとおり整備が行われました。

（注2） この改正は、令和6年度税制改正事項です。

### （1）減価償却資産の範囲の見直し

貯留権が、減価償却資産（無形固定資産）とされました（所令6八口）。

### （2）減価償却資産の償却の方法の見直し

平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産のうち鉱業権及び貯留権の償却限度額の計算上選定をすることができる償却の方法について、定額法又は生産高等比例法（改正前：定額法又は生産高比例法）とされ、貯留権の償却限度額は、定額法又は生産高等比例法に基づき計算することとされました（所令120の2①五）。

#### ① 生産高等比例法

生産高等比例法とは、鉱業権又は貯留権の取得価額をこれらの資産の耐用年数の期間内におけるこれらの資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘予定数量又は注入予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に各年におけるその鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量を乗じて計算した金額をその年分の償却費として償却する方法をいいます（所令120の2①五口）。

(注) 上記の耐用年数は、これらの資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘予定年数又は注入予定年数がその耐用年数より短い場合には、その鉱区又は貯留区域の採掘予定年数又は注入予定年数とされています。

② 貯留権の償却の方法の選定等

貯留権の償却の方法の選定（上記1(2)①）については、他の減価償却資産と同様です（所令123）。なお、貯留権の償却の方法の選定に係る資産区分については、鉱業権と同様、その貯留権に係る設備の種類ごとの区分とされています（所規28五）。

貯留権につき償却の方法を選定しなかった場合における法定償却方法は、生産高等比例法とされています（所令125二ハ）。平成19年4月1日以後に取得をされた鉱業権も同様です。

(3) 耐用年数

貯留権の耐用年数が定められ、貯留権に係る貯留区域の注入予定数量を、その貯留区域の最近における年間注入数量その他その貯留区域に属する設備の注入能力等に照らし適正に推計される年間注入数量で除して計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数とされました（耐用年数省令1②五）。

なお、貯留権については、採掘権等と同様、中古資産の耐用年数の特例（耐用年数省令3）の対象から除外されています（耐用年数省令3①）。

(4) 年の中途で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例

個人が年の中途においてその業務の用に供した生産高等比例法を採用している減価償却資産のその年分の償却費として必要経費に算入する金額は、次の算式により計算した金額とされました（所令132①一ロ）。

《算式》

$$\frac{\text{通常の償却費に相当する金額}}{\text{その年におけるその資産の属する鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量}} \times \frac{\text{業務の用に供された日からその年の12月31日までの期間におけるその鉱区又は貯留区域の採掘数量又は注入数量}}$$

なお、その減価償却資産が年の中途において業務の用以外の用に供された場合や減価償却資産を有する個人が年の中途において死亡し又は出国をする場合にも、上記の場合と同様にその減価償却資産が業務の用に供されていた期間における採掘数量又は注入数量で按分してその年分の償却費として必要経費に算入する金額を計算することとされています（所令132①二ロ・三口）。

(5) 減価償却資産の償却累積額による償却費の特例

減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例（上記1(3)）について、貯留権の償却可能限度額は、その取得価額に相当する金額とされています（所令134①二ロ）。すなわち、他の無形固定資産と同様、耐用年数の期間内でその取得価額の全額が償却できることとなります。

(6) その他の整備

平成19年4月1日以後に取得をされた鉱業権の償却の方法につき生産高比例法から生産高等比例法に見直されたことに伴い、旧償却方法適用資産がある場合の償却の方法の選定の特例（上記1(2)②）について、鉱業権に該当する新償却方法適用資産にあつては、生産高等比例法を選定したものとみなすこととされました（所令123③三）。

(注) 貯留権については、同一の資産区分に属する旧償却方法適用資産がないことから、特例の適用はありません。

3 適用関係

(1) 上記2(1)及び(3)の改正は、令和8年5月22日

から施行されています（改正所令附則1四、改正耐用年数省令附則①ただし書）。

- (2) 上記2(2)及び(4)から(6)までの改正は、令和8年分以後の所得税について適用し、令和7年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正所令附則7①）。

なお、生産高等比例法の選定について、令和8年5月22日前に取得をされた鉱業権につき既にそのよるべき償却の方法として生産高比例法

を選定している場合（旧償却方法適用資産がある場合の償却の方法の選定の特例（上記1(2)②）により生産高比例法を選定したものとみなされている場合及びその償却の方法を届け出なかったことにより法定償却方法である生産高比例法によるべきこととされている場合を含みます。）には、その鉱業権については、生産高等比例法を選定したものとみなすこととする経過措置が講じられています（改正所令附則7②）。

### 三 非課税所得の改正

#### 1 改正前の制度の概要

##### (1) 通勤手当の非課税

給与所得者が支給を受ける通勤手当（これに類するものを含みます。以下同じです。）については、通勤手当が通勤費用の実費弁償的な性格を有することに鑑み、一般の通勤者につき通常必要と認められる部分が非課税とされています（旧所法9①五、旧所令20の2）。

このうち、自動車その他の交通用具を使用して通勤する給与所得者に対し支給する通勤手当の非課税限度額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされています（旧所令20の2二）。

- ① 通勤の距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合……1か月当たり4,200円
- ② 通勤の距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合……1か月当たり7,100円
- ③ 通勤の距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合……1か月当たり12,900円
- ④ 通勤の距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合……1か月当たり18,700円
- ⑤ 通勤の距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合……1か月当たり

24,400円

- ⑥ 通勤の距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合……1か月当たり28,000円

- ⑦ 通勤の距離が片道55キロメートル以上である場合……1か月当たり31,600円

(注) 通勤の距離が片道2キロメートル未満である者が受ける通勤手当は、全額課税とされています（旧所令20の2二）。

また、交通機関又は有料の道路を利用するほか、併せて自動車その他の交通用具を使用して通勤する給与所得者に対し支給する通勤手当又は通勤用定期乗車券の非課税限度額は、1か月当たりの合理的な運賃等の額と交通用具を使用する距離につき上記①から⑦までに定める金額との合計額（1か月当たり15万円を限度）とされています（旧所令20の2四）。

(注) 交通用具を使用する距離が片道2キロメートル未満である者は、上記の措置の対象外とされています（旧所令20の2四）。

##### (2) 学術等に関する顕著な功績に対するの表彰金等及び国際的な表彰金等の非課税

学術等に関する顕著な功績に対するの表彰金等及び国際的な表彰金等については、学術研究の奨励等の観点から、一定の表彰金等が非課税とされています。具体的には、次に掲げる金品とされています（所法9①十三ロ～ハ）。

- ① 日本学士院から恩賜賞又は日本学士院賞として交付される金品
- ② 日本芸術院から恩賜賞又は日本芸術院賞として交付される金品
- ③ 学術若しくは芸術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして国、地方公共団体又は財務大臣の指定する団体若しくは基金から交付される金品（給与その他对価の性質を有するものを除きます。）で財務大臣の指定するもの
- ④ ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品
- ⑤ 外国、国際機関、国際団体又は財務大臣の指定する外国の団体若しくは基金から交付される金品で上記①から④までに掲げる金品等に類するもの（給与その他对価の性質を有するものを除きます。）のうち財務大臣の指定するもの

このうち、上記⑤に掲げる金品は、具体的には国際数学連合からフィールズ賞として交付される金品などが告示で指定されています（昭44.10大蔵告96）。

## 2 改正の内容

### (1) 通勤手当の非課税の改正

通勤手当の非課税限度額については、令和7年度の与党税制改正大綱において、「自動車通勤を行う者への通勤手当については、客観的な指標として、人事院勧告の前提となる民間企業の通勤手当の支給実態に関する調査の結果等を踏まえ、非課税限度額を定めてきた。エネルギー価格が上昇する中、人事院による新たな調査が行われる際には、その結果に基づき、通勤手当の非課税限度額について、迅速に見直しを行う。」こととされました。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）においては、「物価上昇が継続していることを踏まえ、予算、税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額

や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、省庁横断的・網羅的に点検し、見直しを進める」こととされました。

その上で、令和7年の人事院勧告においては、自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、新たな距離区分の創設や、既存の距離区分に係る引上げ改定が行われました。

こうした中で、交通用具使用者の通勤手当の非課税限度額が引き上げられました（所令20の2二）。

また、通勤により駐車場や駐輪場を利用し、給与所得者がその料金を負担するケースがありますが、こうした駐車場や駐輪場の利用は交通用具を使用する通勤に付随して生じるものであり、これらの利用料に充てるものとして支給を受ける通勤手当については、同様に通勤費用の実費弁償的な性格を有すると考えられます。こうした点や、交通用具使用者の通勤手当の課税関係とのバランスを踏まえ、通勤のための一定の駐車場等の利用に対する通勤手当のうち通常必要と認められる部分を新たに非課税とするための整備がされました（所法9①五、所令20の2三・六等）。

具体的には、次のとおり2段階に分けて改正されました。

#### ① 交通用具使用者の通勤手当の非課税限度額の引上げ（令和7年11月改正）

自動車その他の交通用具を使用して通勤する給与所得者に対し支給する通勤手当のうち、通勤の距離が片道10キロメートル以上である場合の非課税限度額が次のとおり引き上げられました（所令20の2二ロ～ト）。

イ 通勤の距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合……1か月当たり7,300円

ロ 通勤の距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合……1か月当たり13,500円

ハ 通勤の距離が片道25キロメートル以上35

キロメートル未満である場合…… 1 か月当たり19,700円

ニ 通勤の距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合…… 1 か月当たり25,900円

ホ 通勤の距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合…… 1 か月当たり32,300円

ヘ 通勤の距離が片道55キロメートル以上である場合…… 1 か月当たり38,700円

(注) この改正は、令和7年11月19日に公布された所得税法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第380号。以下「令和7年11月改正所令」といいます。)により行われています。

② 交通用具使用者の通勤手当の非課税限度額の引上げ及び駐車場等利用者の通勤手当の非課税限度額の加算(令和8年4月改正)

イ 交通用具使用者の通勤手当の非課税限度額の引上げ

自動車その他の交通用具を使用して通勤する給与所得者に対し支給する通勤手当のうち、通勤の距離が片道65キロメートル以上である場合の非課税限度額が次のとおり引き上げられました(所令20の2二ト～ル)。

(イ) 通勤の距離が片道55キロメートル以上65キロメートル未満である場合…… 1 か月当たり38,700円

(ロ) 通勤の距離が片道65キロメートル以上75キロメートル未満である場合…… 1 か月当たり45,700円

(ハ) 通勤の距離が片道75キロメートル以上85キロメートル未満である場合…… 1 か月当たり52,700円

(ニ) 通勤の距離が片道85キロメートル以上95キロメートル未満である場合…… 1 か月当たり59,600円

(ホ) 通勤の距離が片道95キロメートル以上である場合…… 1 か月当たり66,400円

ロ 駐車場等利用者の通勤手当の非課税限度

額の加算

自動車その他の交通用具を使用して通勤する給与所得者で駐車場等を利用し、その料金を負担するものに対し支給する通勤手当の非課税限度額は、下記(参考)②に掲げる場合の区分に応じた非課税限度額と駐車場等料金相当額との合計額とされました(所令20の2三)。

また、交通機関又は有料の道路を利用するほか、併せて自動車その他の交通用具を使用して通勤する給与所得者で駐車場等を利用し、その料金を負担するものに対し支給する通勤手当の非課税限度額は、1 か月当たりの合理的な運賃等の額、交通用具を使用する距離につき下記(参考)②に定める額及び駐車場等料金相当額の合計額(1 か月当たり15万円を限度)とされました(所令20の2六)。

(注) 通勤する距離(交通機関又は有料の道路も利用する者は交通用具を使用する距離)が2キロメートル未満である者は上記の措置の対象外となります(所令20の2三・六)。

(イ) 駐車場等の範囲

上記の「駐車場等」とは、その支給を受ける通勤手当に係るその者の勤務する場所の周辺又はその者が通勤のため利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設の周辺にあることとの要件を満たす自動車その他の交通用具の駐車のための施設をいいます(所令20の2三、所規2の2①)。以下同じです。

(注1) 上記の「その他の施設」は、例えばフェリー乗り場や空港などの交通機関の施設が該当すると考えられます。

(注2) 上記の「自動車その他の交通用具の駐車のための施設」には、自動車の駐車場だけでなく自転車等の駐輪場も含まれます。

(ロ) 駐車場等料金相当額

上記の「駐車場等料金相当額」とは、1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額であり、具体的には、駐車場等の料金の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する金額(5,000円を上限)をいいます。(所令20の2三、所規2の2②)。以下同じです。

(注) 2以上の駐車場等を利用する場合には、それぞれの駐車場等の料金の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ定める金額の合計額(5,000円を上限)となります(所規2の2②)。

- i 駐車場等の料金が月を単位として定められている場合……その料金の額。ただし、1月を超える期間で1月の整数倍の期間(例えば3か月など)を単位として定められている場合は、その料金の額をその整数倍の倍数で除して計算した金額となります。
- ii 駐車場等の料金が年を単位として定められている場合……その料金の額を12で除して計算した金額。ただし、1年を超える期間で1年の整数倍の期間(例えば2年など)を単位として定められている場合は、「その料金の額」を「12にその整数倍の倍数を乗じた数」で除して計算した金額となります。
- iii 駐車場等の料金がその利用の都度負担するものとして定められている場合……次に掲げる金額のほか、その者が

通勤のためその利用の都度負担する駐車場等の料金の額の1月間の合計額に相当する金額として合理的な方法により計算した金額

- a その者が通勤のためその利用の都度負担した駐車場等の料金の額の1月間の合計額
- b その利用1回に負担すべき駐車場等の料金の額に、1月当たりのその者が通勤のため駐車場等を利用した回数を乗じて計算した金額

(注) 例えばコインパーキングの利用や回数券による利用が該当すると考えられます。

- iv 上記iからiiiまでに掲げる場合以外の場合……年間駐車場等料金相当額を12で除して計算した金額

(注1) 例えば、週単位など月額や年額以外の期間で駐車場等の料金が定められている場合が該当すると考えられます。

(注2) 上記の「年間駐車場等料金相当額」とは、駐車場等の料金の額を1年当たりの額に換算したものであり、駐車場等の料金の額に365を乗じてこれを料金の算定の基礎となった期間に相当する日数で除して計算した金額など合理的な方法により計算した金額をいいます(所規2の2②四)。

(参考) 通勤手当の非課税制度の概要 (改正後)

区 分		課税されない金額 (非課税限度額)
① 交通機関又は有料道路を利用している者に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)
② 交通用具使用者(自動車等の交通用具を使用している者)に支給する通勤手当	通勤距離が片道2km未満の場合	(全額課税)
	通勤距離が片道2km以上10km未満の場合	4,200円
	通勤距離が片道10km以上15km未満の場合	7,300円
	通勤距離が片道15km以上25km未満の場合	13,500円
	通勤距離が片道25km以上35km未満の場合	19,700円
	通勤距離が片道35km以上45km未満の場合	25,900円
	通勤距離が片道45km以上55km未満の場合	32,300円
	通勤距離が片道55km以上65km未満の場合	38,700円
	通勤距離が片道65km以上75km未満の場合	45,700円
	通勤距離が片道75km以上85km未満の場合	52,700円
	通勤距離が片道85km以上95km未満の場合	59,600円
通勤距離が片道95km以上の場合	66,400円	
③ 駐車場等利用者(交通用具使用者で駐車場等を利用し、その料金を負担している者)に支給する通勤手当		②の金額と駐車場等料金相当額との合計額
④ 交通機関を利用している者に支給する通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)
⑤ 交通機関又は有料道路を利用するほか交通用具も使用している者に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)
⑥ 交通機関又は有料道路を利用するほか交通用具も使用している者で駐車場等を利用し、その料金を負担しているものに支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額、②の金額及び駐車場等料金相当額の合計額 (最高限度 150,000円)

(2) 学術等に関する顕著な功績に対する表彰金等及び国際的な表彰金等の非課税の改正

上記1(2)⑤に掲げる金品に、ノルウェー科学文学アカデミー(以下単に「アカデミー」といいます。)からアーベル賞として交付される金品が追加されました(昭44.10大蔵告96二十二)。

国際的な表彰金等については、上述のとおり、ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品が所得税法において規定され、ノーベル賞に類する国際的な表彰金等として国際数学連合からフィールズ賞として交付される金品などが

告示において指定され、それぞれ非課税とされています。

アーベル賞は、数学分野において顕著な業績をあげた研究者に授与される賞であり、ノルウェー政府により創設され、賞金はノルウェー政府の毎年度の予算を原資とするなど国家予算によってその運営がされています。また、実際の運営は学術的な観点からノルウェー政府に代わってアカデミーが行っており、具体的には、アカデミーが国際数学連合等から推薦を受け任命する世界各国の一定数の数学者で構成されるア

ーベル委員会において受賞者の選考等が行われています。

このように、政府等の公的主体による運営等への継続的な関与がなされている点に加え、歴代の受賞者から見たその学術分野における賞としての位置づけや国際的な知名度等を踏まえると、アーベル賞は、その賞の運営として高い安定性と持続性を有する点や学術的な権威性等がノーベル賞に類するものと評価できると考えられます。こうした点等を考慮し、アカデミーからアーベル賞として交付される金品を非課税とすることとされました。

(注) この改正は、令和7年12月26日に公布された所得税法第9条第1項第13号ニ又はへに規定する団体又は基金及び交付される金品等を指定する件(昭和44年10月大蔵省告示第96号)の一部を改正する件(令和7年12月財務省告示第334号)により行われています。

### 3 適用関係

(1) 上記2(1)①の改正は、令和7年4月1日以後に受けるべき通勤手当(同日前に受けるべき通

勤手当の差額として追給されるものを除きます。)について適用し、同日前に受けるべき通勤手当(同日以後に受けるべき通勤手当で同日前に受けるべきものの差額として追給されるものを含みます。)については従前どおりとされています(令和7年11月改正所令附則②)。ただし、令和7年11月19日までに既に支給された通勤手当については、既に行われている毎月(毎日)の源泉徴収税額の再計算は行わず、令和7年分の給与と所得の年末調整の際に精算されることとなります(令和7年11月改正所令附則③)。

(2) 上記2(1)②の改正は、令和8年4月1日以後に受けるべき通勤手当(同日前に受けるべき通勤手当の差額として追給されるものを除きます。)について適用し、同日前に受けるべき通勤手当(同日以後に受けるべき通勤手当で同日前に受けるべきものの差額として追給されるものを含みます。)については従前どおりとされています(改正所令附則4)。

(3) 上記2(2)の改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます(令7.12財務省334前文)。

## 四 公的年金等に係る雑所得の見直し

### 1 改正前の制度の概要

(1) 公的年金等の課税及び公的年金等控除の概要

公的年金等に係る雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額とされています。この場合に、公的年金等に係る雑所得の金額の計算上控除する公的年金等控除額は、次の場合の区分に応じ、それぞれ次の金額とされています(所法35④)。

- ① 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合……イの定額控除の額及びロの定率控除の額の合計額(その合計額がハの最低控除額に満たない場合には、ハの最低控除額)
- イ 定額控除……40万円

ロ 定率控除……次の場合の区分に応じ、それぞれ次の金額

- (イ) その年中の公的年金等の収入金額から50万円を控除した残額(以下「50万円控除後の公的年金等の収入金額」といいます。)が360万円以下の場合……50万円控除後の公的年金等の収入金額の25%に相当する金額
- (ロ) 50万円控除後の公的年金等の収入金額が360万円を超え720万円以下の場合……次の金額
- 90万円 + (50万円控除後の公的年金等の収入金額 - 360万円) × 15%
- (ハ) 50万円控除後の公的年金等の収入金額が720万円を超え950万円以下の場合……

次の金額

144万円 + (50万円控除後の公的年金等の収入金額 - 720万円) × 5%

(二) 50万円控除後の公的年金等の収入金額が950万円を超える場合……155.5万円

ハ 最低控除額……60万円

② 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合……イの定額控除の額及びロの定率控除の額の合計額（その合計額がハの最低控除額に満たない場合には、ハの最低控除額）

イ 定額控除……30万円

ロ 定率控除……上記①ロの金額

ハ 最低控除額……50万円

③ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合……

イの定額控除の額及びロの定率控除の額の合計額（その合計額がハの最低控除額に満たない場合には、ハの最低控除額）

イ 定額控除……20万円

ロ 定率控除……上記イ(ロ)の金額

ハ 最低控除額……40万円

また、年齢65歳以上の者については、租税特別措置法において上記①ハ、②ハ、③ハの最低控除額に50万円加算することとされているため（措法41の15の3①）、これらの最低控除額は、それぞれ上記①ハの最低控除額は110万円、上記②ハの最低控除額は100万円、上記③ハの最低控除額は90万円となります。

これらをまとめて速算式で示しますと、公的年金等控除額は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額及び公的年金等の収入金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

(表1) 65歳未満の者の公的年金等控除

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入金額	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額 × 25% + 27.5万円	公的年金等の収入金額 × 25% + 17.5万円	公的年金等の収入金額 × 25% + 7.5万円
	410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額 × 15% + 68.5万円	公的年金等の収入金額 × 15% + 58.5万円	公的年金等の収入金額 × 15% + 48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	公的年金等の収入金額 × 5% + 145.5万円	公的年金等の収入金額 × 5% + 135.5万円	公的年金等の収入金額 × 5% + 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

(表 2) 65歳以上の者の公的年金等控除

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額 × 25% + 27.5万円	公的年金等の収入金額 × 25% + 17.5万円	公的年金等の収入金額 × 25% + 7.5万円
	410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額 × 15% + 68.5万円	公的年金等の収入金額 × 15% + 58.5万円	公的年金等の収入金額 × 15% + 48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	公的年金等の収入金額 × 5% + 145.5万円	公的年金等の収入金額 × 5% + 135.5万円	公的年金等の収入金額 × 5% + 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

## (2) 公的年金等の範囲

上記(1)の公的年金等とは、次に掲げるものをいいます(所法35③)。

- ① 国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金
- ② 過去の勤務に基づき会社などから支払われる年金
- ③ 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける年金その他これに類する一定の年金

## (3) 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

対象者の総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます(措法41の3の11②⑤)。

この制度の対象者は、その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものとされています。

(注) この控除の対象者は、居住者に限定されています。

## 2 改正の内容

### (1) 改正の趣旨

公的年金等控除については、給与所得がある公的年金等受給者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の両方の適用により、同じ収入額でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者の間で税負担が異なることについて、公平性の観点から指摘がされてきました。

こうした中、厚生労働省を中心に行われていた令和7年の年金制度改正に向けた議論の中では、在職老齢年金制度の見直しが検討され、在職老齢年金支給停止調整額の引上げ等が見直しが行われると、給与収入を得つつ、より多くの公的年金等を受け取る者が増え、税負担の公平性の問題がより大きく顕在化することが想定されました。こうした状況を踏まえ、与党税制調査会においては、公平性の確保に向けた第一歩として、公的年金について、在職老齢年金制度の見直しが行われた場合には、公的年金収入が増加する者にはその年金収入の増加と併せて手取りが減少しない範囲で、また、見直しによって年金収入に変化がない者については影響が生じない形で、税負担額の調整を行うこととされ、令和7年度与党税制改正大綱において、給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280

万円とすることとし、在職老齢年金制度の見直しの帰趨を踏まえ、令和8年度税制改正において法制化を行うこととされました。

その上で、在職老齢年金制度の見直し等の措置を講ずることとする「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」については、第217回通常国会に提出され、令和7年6月13日にその一部を修正した上で可決・成立し、同年6月20日に法律第74号として公布されました。これを踏まえ、令和8年度税制改正においては、令和7年度与党税制改正大綱において取りまとめられた方向性に沿って、法制化が行われました。

## (2) 改正の内容

### ① 公的年金等控除の改正

その年中の給与所得控除額とその年中の公的年金等控除額との合計額が280万円を超える場合には、公的年金等控除額は、上記1(1)により計算した金額に相当する金額からその超える部分の金額を控除した金額とされました(所法35⑤)。

### ② 給与所得と年金所得の双方を有する者に対

する所得金額調整控除の改正

上記①の改正に伴い、上記1(3)の給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除(以下「所得金額調整控除」といいます。)の控除額の計算の基礎となるその者の公的年金等に係る雑所得の金額は、上記①の適用がある場合には、その適用がないものとして計算した金額とすることとされました(措法41の3の11④六)。したがって、所得金額調整控除の控除額の計算の基礎となるその者の公的年金等に係る雑所得の金額を計算する際に控除される公的年金等控除額は改正前後で変わらず、所得金額調整控除の控除額についても改正前後で変わらないこととなります。

## 3 適用関係

(1) 上記2(2)①の改正は、令和9年分以後の所得税について適用されます(改正法附則5)。

(2) 上記2(2)②の改正は、令和9年分以後の所得税について適用され、令和8年分以前の所得税については従前どおりとされています(改正法附則42)。

## 五 移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入制度の改正

### 1 改正前の制度の概要

(1) 居住者が、国若しくは地方公共団体からその行政目的の遂行のために必要なその者の資産の移転、移築若しくは除却その他これらに類する行為(固定資産の改良その他一定の行為を除きます。以下「資産の移転等」といいます。)の費用に充てるため補助金の交付を受け、又は土地取用法の規定による取用その他やむを得ない事由の発生に伴いその者の資産の移転等の費用に充てるための金額の交付を受けた場合において、その交付を受けた金額をその交付の目的に

従って資産の移転等の費用に充てたときは、その費用に充てた金額は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととされています。ただし、その費用に充てた金額のうち各種所得の金額の計算上必要経費に算入され、又は譲渡費用とされる部分の金額に相当する金額については、その者の各種所得の金額の計算上総収入金額に算入されます(所法44)。

(2) 上記の「その他やむを得ない事由」とは、次に掲げるものとされていました(旧所令93)。

① 租税特別措置法第33条第1項各号に規定する取用、買取り、換地処分、権利変換、買収

又は権利の消滅

- ② 租税特別措置法第33条第4項第1号に規定する土地取用法等の規定に基づく使用
- ③ 租税特別措置法第33条第4項第2号に規定する事由に基づく資産の取壊し若しくは除去又は同項第3号に規定する事由に基づく資産の除却
- ④ マンションの建替え等の円滑化に関する法律第149条の規定による同法第153条に規定する権利の消滅（具体的には、同法のマンション敷地売却事業による借家権等の消滅が該当します。）

## 2 改正の内容

### (1) 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の趣旨及び概要

後掲「租税特別措置法等（所得税関係）の改正」の「第一 住宅・土地税制の改正」の「三 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正」の2(2)①をご参照ください。

### (2) 賃貸借終了請求及び配偶者居住権消滅請求の概要

上記(1)による改正後のマンションの再生等の円滑化に関する法律（以下「マンション再生法」といいます。）のマンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合は、新たにマンションの賃借人等に対し、賃貸借の終了請求又は配偶者居住権の消滅請求ができることとされました（マンション再生法15の2①、15の4①、122①、124①、163の15①、163の17①）。

この賃貸借の終了請求又は配偶者居住権の消滅請求があったときは、その請求があった日から6月を経過することによって、賃貸借は終了し、配偶者居住権は消滅することとされました（マンション再生法15の2②、15の4①、122②、124①、163の15②、163の17①）。

### (3) 改正の趣旨及び内容

行政目的の遂行や取用等の一定の事由に伴い資産の移転等のために交付を受けた補助金その他の金額については、本来、一時所得の収入金額とされるべきものですが、その交付を受けた金額に課税することはその一定の事由に伴い発生した資産の移転等のための費用に係る実費弁償の趣旨から交付されている補助金その他の金額の交付の目的を減ずることになります。そして、その交付を受けた金額を交付の目的に従って支出した場合には、その支出した部分については本来課税対象とならないと考えられることから、上記1で述べたようにその支出した部分の金額については、総収入金額に算入しないこととされています。

マンション再生法において創設される賃貸借の終了請求及び配偶者居住権の消滅請求では、その請求があった場合には、その有する借家権等は、その借家権者等の意思にかかわらず、その請求があった日から6月を経過する日に終了等し、賃貸借の終了等により通常生ずる損失の補償金の交付を受けることとされています。

このように法律の規定に基づいた借家権の終了等に伴い、借家権者等に対して支払われる補償金については、現行の取用をはじめとする法令に基づくやむを得ない事由により交付を受ける金額と同様と考えられることから、そのやむを得ない事由の範囲に、マンション再生法第15条の2第2項（同法第15条の4第1項において準用する場合を含みます。）、第122条第2項（同法第124条第1項において準用する場合を含みます。）又は第163条の15第2項（同法第163条の17第1項において準用する場合を含みます。）の規定による賃貸借の終了及び配偶者居住権の消滅が追加されました（所令93）。

これにより、上記の賃貸借の終了又は配偶者居住権の消滅により補償金の交付を受け、それをその交付の目的である資産の移転に伴う費用に充てたときは、その充てた部分の金額は総収入金額に算入しないこととされます。

(注) 改正前に本特例の対象となっていたやむを得ない事由である「マンション敷地売却事業による借家権等の消滅」は、マンション再生法上、上記の賃貸借の終了及び配偶者居住権の消滅が根拠規定となったことから、所得税

法施行令第93条の規定から削除されました。

### 3 適用関係

上記2の改正は、令和8年4月1日から施行されています（改正所令附則1）。

## 六 貸倒引当金制度の改正

### 1 改正前の制度の概要

#### (1) 個別評価貸金等に係る措置

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む居住者が、その有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権（債券に表示されるべきものを除きます。以下同じです。）でその事業の遂行上生じたもの（以下「貸金等」といいます。）のうち、更生計画認可の決定に基づいて弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることその他の事実が生じていることによりその一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもの（その貸金等に係る債務者に対する他の貸金等がある場合には、当該他の貸金等を含みます。以下「個別評価貸金等」といいます。）のその損失の見込額として、各年（事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除きます。以下同じです。）において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、その金額のうち、その年12月31日（その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。以下同じです。）においてその個別評価貸金等の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として計算した金額に達するまでの金額は、その者のその年分の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています（所法52①）。

(注) 更生計画認可の決定に基づいて弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることその他の事実とは、次の事実をいいます（所令144①、旧所規35）。

① その居住者がその年12月31日において有する貸金等につき、その貸金等に係る債務者について生じた次の事由に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されること。

イ 更生計画認可の決定

ロ 再生計画認可の決定

ハ 特別清算に係る協定の認可の決定

ニ 法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じたこと。

ホ 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次のもの（上記ニの事由を除きます。）

(イ) 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

(ロ) 行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が上記(イ)に準ずるもの

② その居住者がその年12月31日において有する貸金等に係る債務者につき、債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しがなく、災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたことその他の事由により、その貸金等の一部の金額につきその取立て等の見込みがないと認められること（その貸金等につき上記①の事実が生じている場合を除きます。）。

③ その居住者がその年12月31日において有する貸金等に係る債務者につき更生手続開始の申立て等が生じていること（その貸金

等につき、上記①の事実が生じている場合及び上記②の事実が生じていることにより本制度の適用を受けた場合を除きます。)

- ④ その居住者がその年12月31日において有する貸金等に係る債務者である外国の政府、中央銀行又は地方公共団体の長期にわたる債務の履行遅滞によりその貸金等の経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められること。

## (2) 一括評価貸金に係る措置

青色申告書を提出する居住者で事業所得を生ずべき事業を営むものが、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権でその事業の遂行上生じたもの（個別評価貸金等を除きます。以下「一括評価貸金」といいます。）の貸倒れによる損失の見込額として、各年において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、その金額のうち、その年12月31日において有する一括評価貸金の額を基礎として計算した金額に達するまでの金額は、その者のその年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています（所法52②）。

## 2 改正の内容

上記1(1)の個別評価貸金等に係る貸倒引当金の繰入事由のうち、貸金等に係る債務者について生

じた更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されること（上記1(1)(注)①）に、貸金等に係る債務者について円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（以下「早期事業再生法」といいます。）第28条第1項又は第29条の規定により権利変更決議の効力が生じたことによりその貸金等の弁済を猶予され、又は賦払により弁済されること追加されました（所規35一）。

(注) 法人税法と同様の改正を行うものです。この改正の趣旨及び詳細については、後掲「法人税法等の改正」の「七 貸倒引当金」の2をご参照ください。

## 3 適用関係

上記2の改正は、早期事業再生法の施行の日から施行することとされています（改正所規附則1四）。

(注) 早期事業再生法の施行の日は、早期事業再生法の公布の日（令和7年6月13日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされており（早期事業再生法附則1）、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行期日を定める政令（令和8年政令第190号）により令和8年12月11日とされています。

# 七 確定申告書の添付書類に関する改正

## 1 改正前の制度の概要

### (1) 確定申告書の添付書類

確定申告の際に、社会保険料控除（国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金に係るものに限ります。以下同じです。）、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける場合に

は、確定申告書にこれらの控除に関する事項の記載をし、これらの控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類をその申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされています（旧所法120③一）。

上記の書類は、具体的には次に掲げる書類又はその書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官

の定める方法によって出力することにより作成した書面（以下「電磁的記録印刷書面」といいます。）とされています（所令262①）。以下、これらの書類及び電磁的記録印刷書面を「控除証明書等」といいます。

① 社会保険料控除に関する事項を記載する場合には、社会保険料の金額を証する書類又はその書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面

② 小規模企業共済等掛金控除に関する事項を記載する場合には、小規模企業共済等掛金の額を証する書類又はその書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面

③ 生命保険料控除に関する事項を記載する場合には、その控除を受ける金額の計算の基礎となる一定の新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額その他一定の事項（以下「生命保険料控除に関する証明事項」といいます。）を証する書類又はその書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面

④ 地震保険料控除に関する事項を記載する場合には、その控除を受ける金額の計算の基礎となる地震保険料の金額その他一定の事項（以下「地震保険料控除に関する証明事項」といいます。）を証する書類又はその書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面

(注) 上記の控除のほか、雑損控除及び寄附金控除についても、確定申告の際にこれらの控除の適用を受ける場合には、確定申告書にこれらの控除に関する事項の記載をし、一定の書類等をその申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされています（旧所法120③一、所令262①）。

## (2) 確定申告の際に控除証明書等の確定申告書への添付等を省略できる措置

確定申告の際に、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける場合には、控除証明書等の確定申告書への添付又は確定申告書の提出の際の提示に代えて、一定の事項を記載した明細書を添付することができることとされています（旧所法120⑥）。

(注) 上記の「一定の事項」とは、次の事項をいいます（旧所規47の2④）。

① 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 確定申告書に小規模企業共済等掛金控除に関する事項を記載する場合……その申告書に記載した小規模企業共済等掛金の額

ロ 確定申告書に生命保険料控除に関する事項を記載する場合……上記(1)③の生命保険料控除に関する証明事項

ハ 確定申告書に地震保険料控除に関する事項を記載する場合……上記(1)④の地震保険料控除に関する証明事項

② その他参考となるべき事項

この措置により、一定の所得控除に関する添付書類については、納税者の選択により、控除証明書等に係る証明事項を記載した明細書を確定申告書に添付することで、控除証明書等の添付等を省略することができます。なお、この措置は令和7年度税制改正において創設されたものですが、令和9年1月1日以後に令和8年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用されます（令和7年改正法附則8②）。

## (3) 上記(2)の措置の適用を受けた者に係る税務署長の控除証明書等の提出の求め

税務署長は、上記(2)の明細書が添付された確定申告書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、その申告書を提出した者（以下「小規模企業共済等掛金控除等適用者」

といいます。) に対し、その申告書に係る確定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間、控除証明書等の提示又は提出を求められること(以下「税務署長の求め」といいます。)ができることとされ、税務署長の求めがあったときは、小規模企業共済等掛金控除等適用者は、控除証明書等を提示し、又は提出しなければならないこととされています(旧所法120⑦)。

(注) 上記の「5年を経過する日」は、その5年を経過する日前6月以内に更正の請求があった場合には、その更正の請求があった日から6月を経過する日とされています(旧所法120⑦)。なお、上記(2)及び(3)の措置は、確定所得申告書だけでなく、還付等を受けるための申告、確定損失申告書、死亡の場合の確定申告書及び出国の場合の確定申告書にも適用されますが、これらの申告書が還付請求申告書である場合には、上記の「確定申告期限」はその申告書の提出があった日とされます(所法122③、

123③、125④、127④)。

## 2 改正の内容

更なる納税者の利便性の向上や行政の効率化の観点から、令和7年度税制改正において創設された上記1(2)及び(3)の措置の対象に、上記1(1)の社会保険料控除の適用を受ける場合が追加されました(所法120⑥⑦)。なお、社会保険料控除についてこれらの措置の適用を受ける場合には、上記1(2)の明細書には、確定申告書に記載したその社会保険料の金額等を記載することとされました(所規47の2⑭)。

## 3 適用関係

上記2の改正は、令和9年1月1日以後に令和8年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用することとされています(改正法附則10)。

# 八 確定拠出年金制度等の拡充に伴う改正

## 1 改正前の制度の概要(企業年金に係る課税関係)

確定拠出年金等に係る掛金の拠出、運用及び給付の各段階における所得税の課税については、次のとおりとされています。

### (1) 拠出段階

① 居住者が、確定拠出年金の企業型年金加入者掛金を支払った場合又は個人型年金加入者掛金を支払った場合には、その支払った掛金の全額が小規模企業共済等掛金控除の対象として控除されます(所法75②二)。

(注1) 確定拠出年金は、厚生年金保険の適用事業所の事業主が、単独又は共同して実施する企業型年金と国民年金基金連合会が実施する個人型年金の2つの類型が設けられ、それぞれ次の者が加入対象者と

されていました(旧確定拠出年金法2②③、9①、62①)。

イ 企業型年金……企業型年金が実施される厚生年金保険の適用事業所に使用される次に掲げる者

(イ) 厚生年金保険の第1号被保険者

(ロ) 私立学校教職員共済制度の加入者

ロ 個人型年金……次に掲げる者

(イ) 国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料免除者を除きます。)

(ロ) 国民年金の第2号被保険者

(ハ) 国民年金の第3号被保険者

(ニ) 国民年金の任意加入被保険者

(注2) この小規模企業共済等掛金控除は、納税者自身が控除を受けることを前提に拠出限度額が定められており、その範囲で全額を所得控除することとしていることから、社会保険料控除とは異なり、自己

と生計を一にする配偶者その他の親族の掛金を支払っても控除の対象とはなりません。

また、居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき国民年金基金の加入員として負担する掛金又は被保険者として負担する農業者年金の保険料を支払った場合には、その支払った金額の全額が社会保険料控除の対象として控除されます（所法74②五・六）。

- ② 事業を営む個人又は法人が支出した次の掛金等は、従業員に対する給与と所得の金額の計算上収入金額に算入しないこととされるとともに、これらの金額を支出した個人のその支出した日の属する年分のその事業に係る必要経費に算入することとされています（所令64）。

（注）事業主が法人である場合には、損金に算入されます（法令135）。

イ 確定拠出年金法の企業型年金規約に基づいて企業型年金加入者のために支出した事業主掛金

ロ 確定拠出年金法の個人型年金規約に基づいて個人型年金加入者のために支出した中小事業主掛金 等

## (2) 運用段階

- ① 確定拠出年金資産管理契約等に係る信託については、信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属の原則は適用しないこととされています（所法13）。
- ② 企業型年金の年金資産である信託財産につき受託者が受ける一定の利子等又は配当等に対しては、所得税の源泉徴収を行わないこととされています（所法176②、180の2②）。

（注）国民年金基金連合会、企業年金連合会及び独立行政法人農業者年金基金は所得税法別表第1に掲名されていますが、同別表に掲げる内国法人が支払を受ける一定の利子等又は配当等に対しては、所得税を課さな

いこととされています（所法11①、別表1）。

## (3) 給付段階

- ① 一時金として支給を受ける確定拠出年金の老齢給付金については退職手当等とみなして退職所得課税とされ（所法31三、所令72③七）、一時金として支給を受ける脱退一時金については、一時所得の収入金額とされています（所法34）。

また、年金として支給を受ける老齢給付金については、公的年金等に係る雑所得となり公的年金等控除を適用することとされています（所法35③三、所令82の2②六）。

- ② 国民年金法の規定に基づく年金給付、農業者年金法の規定に基づく年金給付（農業者老齢年金及び特例付加年金）等は公的年金等に係る雑所得となり、公的年金等控除を適用することとされています（所法35③一）。

## 2 改正の内容

### (1) 確定拠出年金法及び確定拠出年金法施行令の改正（令和7年度税制改正事項）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度及び遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ、企業型確定拠出年金及び個人型確定拠出年金の拠出限度額の拡充等の措置を講ずるための「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が第217回通常国会に提出され、令和7年6月13日にその一部を修正した上で可決・成立し、同年6月20日に法律第74号として公布されました（以下この法律を「国民年金法等改正法」といいます。）。また、この国民年金法等改

正法の施行に関連し、国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和7年政令第442号）が令和7年12月24日に公布されました。

これらの改正のうち、所得税に関係する項目は下記のとおりです。

① 企業型確定拠出年金の加入者掛金上限の撤廃

イ 確定拠出年金法の改正前の制度の概要

企業型確定拠出年金を実施しようとする事業主は、企業型確定拠出年金に係る規約を作成し、その規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならないこととされています（確定拠出年金法3①）、その規約においては、企業型確定拠出年金における事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項や企業型年金加入者が掛金を拠出することができること（いわゆるマッチング拠出）を定める場合にあつては、その企業型年金加入者の掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項等を定めることとされています（確定拠出年金法3③七、七の二等）。この企業型確定拠出年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合には、その加入者の掛金（以下「企業型確定拠出年金加入者掛金」といいます。）の額が事業主掛金の額を超えないように企業型確定拠出年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められていなければならないこととされていました（旧確定拠出年金法4①三の二）。これは企業型確定拠出年金が事業主拠出を基本としたものであることを踏まえ、加入者拠出が基本とならないようにするため、企業型確定拠出年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えないようにする必要があるとされたものです。

他方、企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」といいます。）の両制度は併用が可能であり、企業型確定拠出年金の事業主掛金額とiDeCoの掛金

額との合計額は企業型確定拠出年金の拠出限度額を超えない範囲とされています（旧確定拠出年金法施行令36）。また、企業型確定拠出年金加入者掛金の拠出は企業型確定拠出年金を行っていることが前提であり、事業主掛金と合算して事業主掛金の拠出限度額の範囲内とされています（確定拠出年金法20）。

なお、企業型確定拠出年金加入者掛金を拠出する場合には、企業型確定拠出年金とiDeCoの併用はできないこととされています（確定拠出年金法62①二）。

ロ 改正の内容

上記イのとおり、「企業型確定拠出年金加入者掛金の拠出」と「企業型確定拠出年金及びiDeCoの併用」はいずれか一方しか行えないこととされているところ、「企業型確定拠出年金とiDeCoの併用」の場合は、事業主掛金の額にかかわらずiDeCoは拠出限度額まで加入者掛金の拠出が可能である一方で、「企業型確定拠出年金加入者掛金の拠出」を行うこととした場合、事業主掛金の額が低額であれば、その加入者は「企業型確定拠出年金とiDeCoの併用」の場合と比較して、加入者掛金を十分に拠出できないこととされていました。

今般の確定拠出年金法の改正により、個人の選択によって企業型確定拠出年金の拠出限度額まで企業型確定拠出年金加入者掛金を拠出することを可能とする見直しが行われました。

具体的には、企業型確定拠出年金の規約の承認の要件から、「企業型確定拠出年金加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように企業型確定拠出年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められていなければならないこと」との要件が削除されました（旧確定拠出年金法4①三の二）。

② iDeCoの加入可能年齢の引上げ

イ 確定拠出年金法の改正前の制度の概要

iDeCo の加入者となることができる者は以下の者とされています（旧確定拠出年金法62①）

(イ) 60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除きます。）

(ロ) 65歳未満又は65歳以上で公的老齢年金の受給権を有しない国民年金第2号被保険者

(ハ) 60歳未満の国民年金第3号被保険者

(ニ) 65歳未満の国民年金任意加入被保険者  
ただし、iDeCo の老齢給付金の受給権を有する者若しくはその受給権を有する者であった者又は国民年金法若しくは厚生年金保険法による老齢年金等の受給権を有する者は、iDeCo の加入者とはしないこととされています（旧確定拠出年金法62②）。

#### ロ 改正の内容

今般の確定拠出年金法の改正により、上記イ(イ)から(ニ)までの者に該当しない60歳以上70歳未満である者のうち、iDeCo の加入者若しくは運用指図者であった者又は企業年金の資産を iDeCo に移換しようとする者等であって、老齢基礎年金及び iDeCo の老齢給付金を受給していない者が新たに iDeCo の対象とされました。

具体的には、「上記イ(イ)から(ニ)までの者に該当しない60歳以上70歳未満の者であって、加入の申出の日の前日において iDeCo の加入者であった者若しくは iDeCo の運用指図者であった者、確定拠出年金の個人別管理資産の移換の申出をした者、確定給付企業年金法の規定による脱退一時金相当額（同法第81条の2第1項に規定する脱退一時金相当額をいいます。）の移換の申出をしようとする者、同法の規定による残余財産（同法第89条第6項に規定する残余財産をいいます。）の移換の申出をしようとする者又は同法の規定による積立金（同法第59条に規定する積立金をいいます。）の移換の申出をしようとする者」及び「公的

年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」といいます。）附則第5条第1項によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第144条の6第1項による存続厚生年金基金の脱退一時金相当額、平成25年改正法附則第56条第1項による存続連合会の年金給付等積立金等又は同法附則第59条第1項による存続連合会の積立金の移換の申出をしようとする者」（以下「第5号加入者」といいます。）が新たに iDeCo の加入対象者とされました（確定拠出年金法62①五、平成25年改正法附則5③、38③）。

また、厚生年金保険法による老齢年金等の受給権を有する者については、iDeCo の加入者となることとされました（確定拠出年金法62②）。なお、iDeCo の老齢給付金の受給権を有する者若しくはその受給権を有する者であった者又は国民年金法の規定による老齢基礎年金を受ける権利の裁定を受けた者が iDeCo の加入者になれないことは改正前と同様です。

#### ③ 確定拠出年金等の拠出限度額の引上げの概要

##### イ 確定拠出年金の拠出限度額の見直し

###### (イ) 改正前の制度の概要

企業型確定拠出年金は事業主がその加入者に対して掛金を拠出し、iDeCo は加入者自らが掛金を拠出し、個人別に管理した資産を運用する制度ですが（確定拠出年金法19①、68①）、企業型確定拠出年金又は iDeCo のそれぞれにおいて、1年間で拠出できる掛金の総額の限度額（以下「拠出限度額」といいます。）は、各月の末日における上記②イ(イ)から(ニ)までの加入者の区分に応じて各月ごとに定められる額（以下「各月限度額」といいます。）を足し合わせた総額となってお

り、各月限度額は確定給付企業年金等の他制度加入者（以下「他制度加入者」といいます。）であるかどうか等によって差が設けられています（確定拠出年金法20、69、旧確定拠出年金法施行令11、36）。

（注）上記の「他制度加入者」は、次に掲げる者をいいます（確定拠出年金法施行令11①一及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）3④により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）による改正前の確定拠出年金法施行令11一ロ）。以下同じです。

- i 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- ii 石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）第16条第1項に規定する坑内員等
- iii 確定給付企業年金法第2条第1項に規定する確定給付企業年金の加入者
- iv 平成25年改正法附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金の加入員

改正前における各月限度額は以下のとおりとされていました。

- i 企業型確定拠出年金（旧確定拠出年金法施行令11）

次に掲げる場合の区分に応じ次に定める金額

- a 他制度加入者でない場合……5.5万円
- b 他制度加入者である場合……5.5

万円から他制度掛金相当額を控除した額

（注）確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号）附則第2項において、令和6年12月1日時点の企業型確定拠出年金加入者について、5.5万円から他制度加入者に係る他制度掛金相当額を控除した額が、2.75万円を下回る場合、同項ただし書きに該当しない限り、企業型確定拠出年金の各月限度額を2.75万円とする経過措置が設けられています。

- ii iDeCo（旧確定拠出年金法施行令36）

次に掲げる場合の区分に応じ次に定める金額

- a 上記②イ(イ)に掲げる者（以下「第1号加入者」といいます。）である場合及び上記②イ(ニ)に掲げる者（以下「第4号加入者」といいます。）である場合……6.8万円（国民年金基金の掛金等の納付に係る月は当該納付額を控除した額）
- b 上記②イ(ロ)に掲げる者（以下「第2号加入者」といいます。）でiDeCoのみに加入する者である場合……2.3万円
- c 第2号加入者で企業型確定拠出年金のみに加入する者である場合……2万円（事業主掛金額が3.5万円を超える場合は、その超える額を2万円から控除した額）
- d 第2号加入者で企業型確定拠出年金加入者及び他制度加入者である場合……2万円（他制度掛金相当額に

その事業主掛金の額を加えた額が3.5万円を超える場合は、その超えた額を2万円から控除した額)

e 第2号加入者で他制度加入者のみである場合……2万円(他制度掛金相当額が3.5万円を超える場合は、その超えた額を2万円から控除した額)

f 第2号加入者で第2号厚年被保険者(国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者をいいます。以下同じです。)若しくは第3号厚年被保険者(地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者をいいます。以下同じです。)である場合……2万円(共済掛金相当額が3.5万円を超える場合は、その超えた額を2万円から控除した額)

g 第3号加入者である場合……2.3万円

(ロ) 改正の内容

確定拠出年金の各月限度額が以下のとおりとされました。

i 企業型確定拠出年金(確定拠出年金法施行令11)

企業型確定拠出年金の各月限度額が次に掲げる場合の区分に応じ次に定める金額とされました。

a 他制度加入者でない場合……6.2万円

b 他制度加入者である場合……6.2万円から他制度掛金相当額を控除した額

ii iDeCo(確定拠出年金法施行令36)  
iDeCoの各月限度額が次に掲げる場合の区分に応じ次に定める金額とされました。

a 第1号加入者である場合及び第4号加入者である場合……7.5万円(国

民年金基金の掛金等の納付に係る月は当該納付額を控除した額)

b 第2号加入者でiDeCoのみに加入する者である場合……6.2万円

c 第2号加入者で企業型確定拠出年金のみに加入する者である場合……6.2万円から事業主掛金の額を控除した額

d 第2号加入者で企業型確定拠出年金加入者及び他制度加入者である場合……6.2万円から他制度掛金相当額にその事業主掛金の額を加えた額を控除した額

e 第2号加入者で他制度加入者のみである場合……6.2万円から他制度掛金相当額を控除した額

f 第2号加入者で第2号厚年被保険者若しくは第3号厚年被保険者である場合……6.2万円から共済掛金相当額を控除した額

g 第3号加入者である場合……2.3万円

(注) 改正前と変更はありません。

h 第5号加入者……上記bからfまでの「第2号加入者」を「第5号加入者」とした場合における各金額

ロ 国民年金基金の掛金の上限の見直し

(イ) 改正前の制度の概要

国民年金基金制度は、国民年金の第1号被保険者及び任意加入被保険者が国民年金の上乗せとして加入することができる制度ですが(国民年金法第10章)、国民年金基金の掛金の上限について、iDeCoの掛金と合算して一月当たり6.8万円とされていました(旧国民年金基金令34)。

また、国民年金の保険料を免除されていた者がその免除期間についてその保険料の全部を追納した場合には、追納された日以降、その追納した期間相当の期間

(60月が限度とされます。)は、国民年金基金の掛金の上限について、iDeCoの掛金と合算して一月当たり10.2万円とすることができる等の特例が設けられています(旧国民年金基金令35)。

(ロ) 改正の内容

国民年金基金制度について、各月限度額が7.5万円に引き上げられました(国民年金基金令34)。

また、上記(イ)の掛金の上限に関する特例が適用される場合の各月限度額が11.25万円に引き上げられました(国民年金基金令35)。

(2) 農業者年金基金の保険料の上限額の見直し  
(令和8年度税制改正事項)

① 改正前の制度の概要

農業者年金基金は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とした制度であり(独立行政法人農業者年金基金法3)、60歳未満の国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除きます。)又は65歳未満の国民年金任意加入被保険者であって農業に従事するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保

険者となることができることとされています(独立行政法人農業者年金基金法11)。

農業者年金の被保険者が1月につき納付することができる保険料の額の上限は、6.7万円とされています(独立行政法人農業者年金基金法施行令12②)。

② 改正の内容

農業者年金の被保険者が1月につき納付することができる保険料の額の上限が7.4万円に引き上げられました。

(注) 上記の改正を内容とする政令は、今後定められる予定です。

### 3 適用関係

(1) 上記2(1)①の改正は、令和8年4月1日から施行されています(国民年金法等改正法附則1①九、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令(令和7年政令第430号))。

(2) 上記2(1)②及び③の改正は、令和8年12月1日から施行されます(国民年金法等改正法附則1①九、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令(令和7年政令第441号))。